

情報センサー

Vol. 177 June 2022

【デジタル&イノベーション】
データドリブン経営
ーPDCAサイクルからの昇華ー

【EY Consulting・FAAS】
戦略的情報開示
～これからのディスクロージャーと
経理部門が果たすべき役割とは～

Pick up!



デジタル&イノベーション

全8回にわたりFinance DXに関する包括的な論述を行っており、本誌2022年5月号の第3回では、データの蓄積と利活用という観点からデジタル技術の適用について解説しました。今号の第4回では、ファイナンス部門が過去情報に基づく予実差異分析を基にした改善アクションを支援する役割から、データを起点に将来予測情報を提供し対処方法を事前に予想する、データドリブン経営の実現に向けた変革の推進役となるためのポイントについて、観察（Observe）、情勢判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）を機敏に回す意思決定手法OODAループの推進役に焦点を当てて解説しています。

会計情報レポート

02

実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」のポイント

品質管理本部 会計監理部 平川浩光

会計情報レポート

06

資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理のポイント

品質管理本部 会計監理部/第3事業部 公認会計士 松下洋

デジタル&イノベーション

10

データドリブン経営
—PDCAサイクルからの昇華—

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance
森真平 飯川拓也 呂治東

IFRS実務講座

16

『国際会計の実務 International GAAP 2022』刊行記念
IAS第12号「法人所得税」に関する主なアップデート

品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 大島隼

Column

20

速くなるコツは「愛される選手」になること

スポーツキャスター 宮下純一

Trend watcher

22

東南アジアでのプレゼンスを高める中国、インドへの投資を急増させる日米
～地政学から読み解く世界～

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
EYバルテノン ストラテジー 許斐建志

Contents

情報センサー Vol. 177 June 2022

JBS 26

インドへの進出に当たって知っておきたい 現地監査のコンプライアンス

EY新日本有限責任監査法人 グルグラム駐在員 公認会計士
松田晃典

EY Consulting・FAAS 30

戦略的情報開示 ～これからのディスクロージャーと経理部門が 果たすべき役割とは～

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance
細野 賢 村上協平
EY新日本有限責任監査法人 FAAS事業部 CCaSS 西山久美子

Tax update 34

グローバル税務の創造的破壊 【後編】税情報の開示

EY税理士法人
International Tax and Transaction Services 大堀秀樹

People Advisory 36

わが国の水際対策と 出張者の受入れにおける留意点

EY行政書士法人 People Advisory Services 木島祥登

企業会計ナビ ダイジェスト 38

ヘッジ会計の中止と終了

企業会計ナビチーム 公認会計士 加藤大輔

Information 15

出版物のご案内 19・29

編集後記 40



会計・監査情報アプリ (無料)
「EYナレッジナビゲーター」

会計・税務・監査・経済に関する最新情報をお届けします。

【アプリのダウンロード方法】
iPhone版はApp Store、Android版はGoogle playでダウンロードができます。



実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転 有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理 及び開示に関する取扱い(案)」のポイント



品質管理本部 会計監理部 平川浩光

▶ Hiromitsu Hirakawa

品質管理本部 会計監理部において、会計処理及び開示に関して相談を受ける業務、並びに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 品質管理本部 会計監理部 E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

I はじめに

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、2022年3月15日に、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」(以下、本公開草案)を公表しました。

本稿では、本公開草案について解説しますが、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめお断り申し添えます。

II 本公開草案の経緯

19年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され(以下、改正金融商品取引法)、いわゆる投資性ICO^{*1}は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われました。

具体的には、これまで流通する蓋然性が低いものとされ、第二項有価証券として分類されてきた金融商品取引法第2条第2項各号に規定される信託受益権、民法上の任意組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等(以下、集団投資スキーム持

分等)について、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合、株式等と同様に事実上流通し得ることを踏まえ、「電子記録移転権利」と定義し、規制が課せられています。

また、20年5月に改正施行された金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金商業等府令)において「電子記録移転権利」よりも広い概念である「電子記録移転有価証券表示権利等」が定められました。これは、集団投資スキーム持分等を含む、金融商品取引法第2条第2項に規定されるみなし有価証券のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものであり、株式や社債などの有価証券表示権利も、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示されるものとして含まれることになりました。

こうした状況を踏まえ、ASBJにおいて、金商業等府令における「電子記録移転有価証券表示権利等」の発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討が行われ、本公開草案が公表されました。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本公開草案では取り扱わず、別途公表された「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処

*1 Initial Coin Offering。企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。

理に関する論点の整理」の中で関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの要否を判断することとされています（<図1>参照）。

III 本公開草案の概要

1. 範囲（本公開草案第2項及び第18項から第25項）

本公開草案は、株式会社が、金商業等府令第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象としています。

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、①金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（以下、みなし有価証券）（<表1>参照）のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限るとされており、金商業等府令では、②電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされています。

2. 会計処理の基本的な考え方（本公開草案第26項）

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、その移転がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券^{*2}と権利の内容は同一と考えられるため、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券を発行及び保有する場合の会計処理と同様に扱うことが提案されています。

3. 発行の会計処理（本公開草案第4項から第6項及び第27項から第31項）

電子記録移転有価証券表示権利等に該当する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、金融商品会計基準）及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、金融商品実務指針。また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて、以下、金融商品会計基準等）上の有価証券を発行する場合は、従来のみなし有価証券を発行する場合と同様の会計処理を行うことが提案されています。

例えば、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債の発行を行った場合には、金融商品会計基準第7項の定めに従って発生の認識を行い、債務額をもって負債の貸借対照表価額とすることになります（金融商品会計基準第26項）。

また、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する株式の発行を行った場合には、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第5項及び第6項の定めに従い、資本金及び資本準備金に計上され、その金額は、会社法第445条及び第446条の規定に従うこととなります。

なお、一部の信託受益権については、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われていないため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合、信託の受託者による信託の会計処理が問題となりますが、本公開草案では株式会社による会計処理のみを対象としているため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱われていません。

▶ 図1 ICOの区分、公開草案及び論点整理との関係

ICO	法規制		公開草案及び論点整理の対象
	投資性ICO	金融商品取引法	
	投資性ICO以外のICOトークン	資金決済法	「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」 ※ 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」

※ 電子記録移転有価証券表示権利等は、一部の論点については本公開草案では取り扱わず、論点の整理の中で意見を募集することとしている。

▶ 表1 電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容

		みなし有価証券の内容	権利の主な具体例
電子記録移転有価証券表示権利等	トークン化された有価証券表示権利	金商法2条1項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であり、有価証券が発行されていないもの（金商法2条2項柱書）	▶ 国債証券 ▶ 地方債証券 ▶ 社債券 ▶ 株券又は新株予約権証券 ▶ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券
	電子記録移転権利	金商法2条2項各号に掲げる権利	▶ 信託の受益権 ▶ 持分会社の社員権 ▶ 民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、いわゆる集団投資スキーム持分に該当するもの

出典：実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」のコメントの募集及び本公開草案の概要【参考】「みなし有価証券について」を基に執筆者で作成

※2 電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。

4. 保有の会計処理（本公開草案第7項から第10項及び第32項から第45項）

金融商品取引法第2条第1項及び第2項に定義される金融商品取引法上の有価証券については、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われるものと有価証券として取り扱われないものがあります（金融商品実務指針第8項及び第58項、＜図2＞参照）。

この取扱いの違いにより金融商品会計基準等における保有の会計処理が異なるため、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定めることが提案されています。

（1）金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合（本公開草案第8項及び第9項並びに第33項から第42項）

① 発生及び消滅の認識

電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生及び消滅の認識については、以下のとおり、本実務対応報告において別途の定めを置くことが提案されています。

電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準が定める原則（金融商品会計基準第7項から第9項）に従って行うこととするが、その売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合に限り、「売買契約を締結した時点」において認識することが提案されています（＜表2＞参照）。

有価証券の売買契約の認識については、金融商品実務指針第22項において、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場

合、原則として約定日基準によることとされ、金融商品会計基準第7項から第9項に定める原則とは別途の定めが置かれています。しかし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買においては、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間であるかどうかの判断が困難である可能性があるため、本公開草案では、発生及び消滅の認識について別途の定めを置くこととしたものとなります。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等の売買において、約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間が短期間かどうかは、わが国の上場株式における受渡しに係る通常の間と概ね同期間がそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられるとされています（本公開草案第41項）。

② 貸借対照表価額の算定及び評価差額の会計処理

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額の算定及び評価差額の会計処理については、従来のみなし有価証券を保有する場合と同様に、金融商品会計基準第15項から第22項及び金融商品実務指針の定めに従うことが提案されています。

このため、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券といった保有目的に従って、貸借対照表価額の算定及び評価差額の会計処理を行うこととなります。

ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容が、金融商品実務指針第132項に定める組合等^{※3}に該当する場合には、金融商品実務指針第132項に従って、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額

▶ 図2 みなし有価証券とその金融商品会計基準等の取扱いの関係

		みなし有価証券の内容	権利の主な具体例	金融商品会計基準等の取扱い	保有の会計処理
電子記録移転有価証券表示権利等	トークン化された有価証券表示権利	金商法2条1項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であり、有価証券が発行されていないもの（金商法2条2項柱書）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国債証券 ▶ 地方債証券 ▶ 社債券 ▶ 株券又は新株予約権証券 ▶ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券 	有価証券	有価証券
	電子記録移転権利	金商法2条2項各号に掲げる権利	▶ 持分会社の社員権		組合等の会計処理
			▶ 民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、いわゆる集団投資スキーム持分に該当するもの		
		▶ 信託の受益権*	質的に分割されており、保有者が複数である場合等	有価証券	
			上記以外	有価証券として取り扱わない	信託の会計処理

* 金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。

※3 金融商品実務指針第134項に定める商品ファンドへの投資を除く、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等

▶表2 金融商品会計基準等の有価証券の発生及び消滅の認識

金融商品会計基準等の有価証券		
発生及び消滅	約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合	約定日に先渡契約による権利義務の発生を認識
	約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間である場合	原則として約定日基準（修正受渡日基準も可）

電子記録移転有価証券表示権利等*		
発生及び消滅	原則	金融商品会計基準第7項から第9項の定めに従って行う ▶ 契約上の権利を生じさせる契約を締結したときに発生を認識（先渡契約として認識（金融商品実務指針第233項）） ▶ 契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときに消滅を認識
	契約を締結した時点から権利が移転した時点までの期間が短期間である場合	契約を締結した時点

* 権利の内容が金融商品会計基準等の有価証券に該当するもの

を当期の純損益として計上する等の組合等への出資の会計処理がされることとなります。

(2) 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合（本公開草案第10項及び第43項から第45項）

一部の信託受益権については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない場合があり、これらの会計処理については、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下、信託報告）に定めがあります。そして、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する信託受益権を保有する場合の会計処理についても、この金融商品実務指針及び信託報告の定めに従うことが提案されています。

しかし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、その発生及び消滅に関しては、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることから、従来の有価証券の定めとは異なる定めを置くことが提案されています。そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているもの^{※4}についての発生を認識（信託設定時を除く）及び消滅の認識は、金融商品実務指針及び信託報告の定めにかかわらず、本公開草案の金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の定めに従うことが提案されています。

5. 開示（本公開草案第11項及び第12項並びに第46項）

電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、従来のみなし有価証券と同一であると考えられるため、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とすることが提案されています。

例えば、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する株式や社債を取得した場合には、金融商品会計基準に従って、その保有目的に応じて表示され（金融商品会計基準第23項）、また、市場価格のない株式等に該当しない場合、時価の注記などが求められることとなります（金融商品会計基準第40-2項、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第4項及び第5項等）。これに対し、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する電子記録移転有価証券表示権利等に該当する組合等への出資の場合には、その時価の注記は要しないことが考えられます（企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項）。

6. 適用時期（本公開草案第13項及び第47項）

本公開草案は、23年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することが提案されています。

また、改正金融商品取引法は既に20年5月より施行されており、速やかに適用することへのニーズが想定されることから、公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることが提案されています。

※4 例えば、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託は、有価証券として又は有価証券に準じて会計処理を行う場合がある（信託報告 Q2 A2）。また、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合に、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託からの有価証券の購入とみなして取り扱う場合等がある（金融商品実務指針100項(1)(2)、信託報告Q3 A3(2)、Q4 A2(2)等）。

資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理のポイント



品質管理本部 会計監理部／第3事業部 公認会計士 松下 洋

▶ Hiroshi Matsushita

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

I はじめに

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下、本論点整理）を公表しました。

本稿では、本論点整理について解説しますが、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめお断り申し添えます。

II 本論点整理の経緯等

1. 経緯

19年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正されました。これにより、いわゆる投資性ICO*が金融商品取引法の規制対象となりました。

他方、投資性ICO以外のICOトークンについては、併せて改正された「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下、資金決済法）上の「暗号資産」に該当する範囲において、引き続き資金決済法の規制対象に含まれることとされました。こうした状況を受

けて、ASBJにおいて、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討が行われ、本論点整理が公表されました。

対象となる論点は、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関する論点と、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点に分けて整理されています。

2. 目的と背景

本論点整理は、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有等に係る取引に関する会計基準を整備していく一環として、関連する論点を示し、基準開発の時期及び基準開発を行う場合に取扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することが目的であるとされています。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点については早期に会計基準を開発する一定のニーズが存在するものと考えられたため、より範囲の広い金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等を対象として、本論点整理の公表に合わせて、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」（以下、実務対応報告(案)）が

* Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。

公表されています。

本論点整理では、その審議の過程において実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点を取り扱われています。

3. ICOの説明

ICOには明確な定義はありませんが、本論点整理の付録Aでは、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が20年7月に公表したディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理」における〈表1〉のような説明が紹介されており、特にその発行取引については設計の自由度が高く、個別性が強いという点に特徴があるものと考えられます。

III 本論点整理の概要

1. 主要な論点

【論点1】

基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

ICOトークン（以下において、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンを指す）の発行取引については、特に個別性が強いことが考えられ、対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み、並びに現在、会計基準が存在しないことが対象取引の普及に及ぼしている影響の有無を踏まえ、速やかに基準開発に着手すべきか否かを検討する必要があると考えられるとされています。

この点について、本論点整理では、速やかにわが国

の基準開発を行うべきではないとの考え方の根拠として、現在観察できる取引事例が少数にとどまっているため、わが国における対象取引の経済的実態を捉えることが困難であり、また、私法上の取扱いが定まっておらず、さらに、国際的な会計基準の開発が行われていないことをあげています。

一方、速やかに基準開発を行う必要があるとの考え方の根拠として、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があることをあげています（本論点整理第25項）。

以上の点を踏まえて、主要な論点として「基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ」をあげ、いずれの時期に基準開発に着手すべきかについて、関係者に意見を聞くことが考えられるとされ（本論点整理第26項）、本論点整理における質問項目とされています。

【論点2】

ICOトークンの発行者における発行時の会計処理

ICOトークンの発行取引については、発行者が何ら義務を負担しないケースのほか、発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在も聞かれています。このため、本論点整理では、主要な論点として発行者が負担する義務を次ページ〈表2〉のように分類した上で、それぞれの会計処理についての検討がなされています。

ここで、ICOトークンの発行者が何らかの義務を負

▶表1 ICOの特徴

項目	説明
定義	トークン（デジタル・トークンとも呼ばれる。）を応募者や潜在的な投資家に発行することによって、現在又は将来の暗号資産プロジェクトのための資金を調達する手段である
対価	ICOの実行時に、発行者はトークンを購入した投資家から対価を受け取る。この対価は、法定通貨、暗号資産又は法定通貨と暗号資産の組み合わせのいずれの形式による場合もある
契約条件	それぞれのICOは一般的に特有の契約条件を有しており、さまざまな契約条件が生じている。このため、ICOの発行者は、通常、「ホワイトペーパー」と呼ばれる情報文書を公表し、発行されるトークン（暗号資産）に関する情報を提供する
ホワイトペーパー	応募者（及び特に潜在的な投資家）がICOトークン発行に付随するホワイトペーパー又は基礎となる文書についてレビューを行い、投資家に正確には何が提供されているのかを理解することが重要となる。特に投資家にとって、ホワイトペーパーから生じる権利及び義務、又はそれらの法的強制力が不明確である場合には、関連性のある条件を決定するために法的な助言が必要とされる場合がある ホワイトペーパーは目論見書よりも情報が少なく、質がさまざまであり、売出しの目的に関する十分な情報がないことが多く、暗号資産の発行者と保有者（潜在的な保有者）との間の権利及び義務の詳細が十分に記載されていないことが多い

出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」付録Bを参考に筆者作成

▶表2 ICOトークンの発行者が負担する義務と会計処理

ICOトークンの発行者が負担する義務の分類	検討された会計処理	識別された論点
ICOトークンの発行者が何ら義務を負担していない場合	ICOトークンの発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在しないと考えられ、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが考えられる	
ICOトークンの発行者が何らかの義務を負担している場合	発行者が負担する義務については、会計上の負債として計上することになると考えられる。発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値（提供される財又はサービスが有する本源的な価値を意味する。以下同じ。）が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースでは右のいずれがICOトークンの発行取引を適切に描写する結果となるのか論点となる。	① 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては、経済的に等価交換が成立しているものとする考え方による ② 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を、ICOトークンの発行取引の実態を示す特徴の1つとして捉え、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わないとする考え方による

出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を参考に筆者作成

担している場合について、①の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じない会計処理を定めることが考えられる一方、②の考え方を採用する場合、発行時に利益（又は損失）が生じ得る会計処理を定めることが考えられるとされています。このような予備的な分析を踏まえて、主要な論点として「ICOトークンの発行者が負担する義務と会計処理」をあげ、発行者が何らかの義務を負担しているICOトークンの発行取引において、当該発行取引の実態に照らして、発行時に利益が生じ得る会計処理を定めるべきか否かについて関係者に意見を求めることが考えられるとされ（本論点整理第36項）、本論点整理における質問項目とされています。

2. その他の論点

本論点整理では、「主要な論点」の他に「その他の

論点」として以下の論点が整理されています。本稿では、簡単な紹介に留めますので、詳細については論点整理本文もご参照ください。

【論点3】

資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点

自社が発行したICOトークンを保有している場合の会計処理として、＜表3＞のとおり想定される論点と今後の方向性に関する予備的な分析がなされています。

【論点4】

電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

▶表3 ICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点と今後の方向性

検討対象	想定される論点	今後の方向性
ICOトークンの発行時において自己に割り当てたICOトークンの会計処理	以下のいずれによるか ▶ 第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法（A案） ▶ 会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法（B案）	発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、（A案）の第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる
ICOトークンの発行後において第三者から取得したICOトークンの会計処理	以下のいずれによるか ▶ 関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法*（A案） ▶ 資産として取り扱う方法（B案）	ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合、（A案）の関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられる

* 関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わずICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法
出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を参考に筆者作成



▶表4 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点と今後の方向性

検討対象	想定される論点	今後の方向性
株式会社以外の会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理	新たに会計処理を定めるかが論点となる	会計処理を新たに定めることのニーズの有無について、関係者に意見を求めることが考えられる
株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理	配当や利息を受領する権利に加え、商品性を高めるために、その他の財又はサービスの提供を受ける権利（例えば、ポイントなど）を付与するケースも想定され、その場合の会計処理が論点となる	本論点は取り扱わないこととすることが考えられる
暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理	発行時及び発行後における貸借対照表計上額をどのように測定するかが論点となる	本論点は取り扱わないこととすることが考えられる
組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理	現行の組合等への出資の処理と同様の取扱いとするか、それとも、有価証券に係る現行の定めを準用するかが論点となる	取引量が増加し、市場が十分に形成されるまでは、組合等の会計処理と同様に取り扱うことが考えられる

出典：企業会計基準委員会「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を参考に筆者作成

実務対応報告（案）で取り扱わないこととした一部の論点について<表4>のとおり、今後の方向性に関する予備的な分析がなされています。

IV おわりに

本稿では、本論点整理における概要を解説してきました。資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの会計基準の開発にあたっては、上述したようにさまざまな検討しなければならない論点があると考えられます。一方で、会計基準が定まっていないことに起因して対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があるとの意見も聞かれています。このような可能性は、資金決済法上の暗号資産に該当しないトークンの取引等（例えば、NFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）を用いた取引等）でも生じ得ると考えられます。基準開発には相当のハードルはあるものの、本論点整理の公表を機に、近年広がりを見せる新たな取引も含めて議論が深まっていくことが強く期待されます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 会計監理部
E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

データドリブン経営 —PDCAサイクルからの昇華—

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 森 真平 飯川拓也 呂 治東



▶ Shimpei Mori

BC-FinanceのFinance DXオファリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



▶ Takuya Iikawa

BC-FinanceのFinance DXオファリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



▶ Zhidong Lyu

BC-FinanceのFinance DXオファリングチームに所属。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。

I はじめに

企業を取り巻く環境がVUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代といわれるようになり、はや10年が経ちました。近年は新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の影響からグローバルレベルでの不確実性が增大しており、各社の中期経営計画にも大きく影響しているようです。また、先が見通せない、かつ状況変化のスピードが速い環境に対応するために、経営者や事業責任者はこれまでの事業年度単位でのPDCAサイクルにとどまらず、経営環境の変化に合わせてより柔軟に機敏性（Agility）を持ったアクションが求められ、現在のファイナンス部門はこれらの意思決定や実行のための洞察提供やナビゲートをする役割が求められています。このような外部環境の変化へ柔軟に対応する経営管理のサイクルをOODA（ウーダ）ループといいます。

OODAループは、観察（Observe）、情勢判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）を機敏に回すことによって環境変化への対応スピードを向上させる意思決定手法です。

本シリーズでは全8回にわたり、Finance DXに関する包括的な論述を行っています。本誌2022年5月号の第3回ではファイナンス部門がその役割を高度化

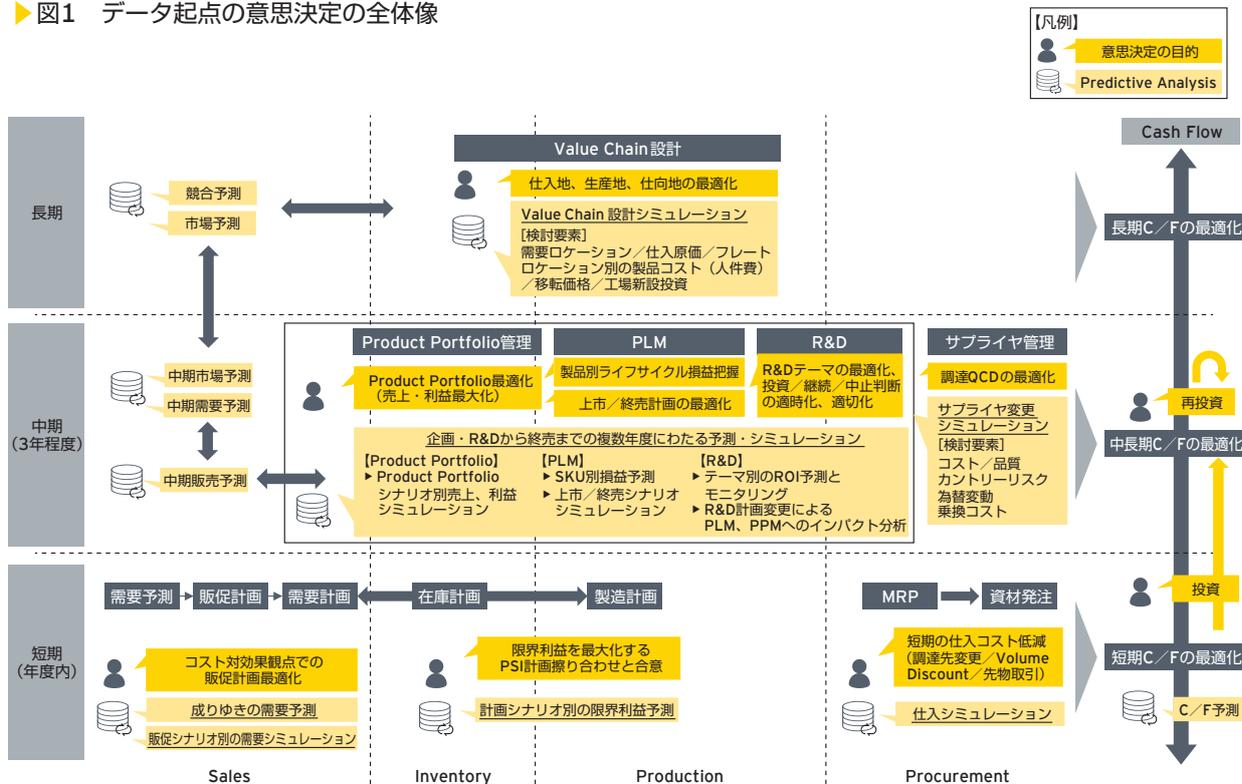
するに当たって必須となる、データの蓄積と利活用という観点から、デジタル技術の適用について述べました。第4回となる本稿では、ファイナンス部門が過去情報に基づく予実差異分析を基にした改善アクションを支援する役割からさらに進化し、データを起点に将来予測情報を提供し対処方法を事前に予期する、データドリブン経営の実現に向けた変革の推進役となるためのポイントについて論じます。

II データ起点の経営判断の変革

従来の管理会計では、事業年度のはじめに事業計画や予算を作成し、その計画・予算と実績との差異を月次等で分析し、改善アクションを考えることが中心でした。これは、外部環境が安定している状況下では、過去の財務指標をさまざまな切り口で分析することで適切な改善活動につなげる、PDCAサイクルのCheck/Actionの部分を担当する意味で、一定の意義がありました。

しかし、昨今の経営環境においては、計画や予算の前提条件自体が期中に大きく変化するため、計画・予算と実績の差異分析と改善アクションの検討のみでは、対応が難しいケースも生じています。例えば、為替レートが大きく円安に振れる、あるいは地域紛争の

▶ 図1 データ起点の意思決定の全体像



発生によって川上工程の供給能力が逼迫することで、^{ひっばく}資材や部品の仕入価格が高騰しても、現場レベルでは改善できない管理不能な予実差異として取り扱われることが多く、有効な打ち手につながらない状況が想定されます。また、そもそも予実差異分析とは過去情報の分析であるため、その結果に基づく改善アクションが、将来の経営環境下でどの程度有効かについての検討は、ほとんど実施されないことが実情です。

このような変化の激しい環境下においては、将来に起こり得る事象を複数のシナリオで予測し、それぞれの状況に応じた施策を備える経営・事業のかじ取りが求められます。そのためには過去情報ではなく、できる限り多くの将来予測情報に基づいて、今後のビジネスに向けた意思決定を行う必要があります。過去の財務情報の分析ではなく、これからの財務数値を事業部門と一緒に作っていく、つまり経営者や事業責任者とともにOODAループを推進する役割が、今のファイナンス部門に求められています。

具体的に企業経営、事業運営において、これからの業績結果、財務数値を生み出していくために、どのような意思決定が必要なのか。また、そうした意思決定をデータ起点で進めるためには、どのような将来予測やシナリオシミュレーションが必要なのか、その全体

像を<図1>に示します。

III OODAループ実現のための三つの備え

OODAループはもともと、1950年代に米国空軍で戦闘機による空戦の勝率を上げるための軍事理論として整理されたものです。そのため、企業経営での利用においては、目の前の戦闘、つまり短期的な状況判断や意思決定のみに役立つと誤解されがちです。しかし、OODAループの本質は、変化する状況に対応するために事前に複数の予測される状況を想定し、それに対応する複数の施策を用意しておくことで、迅速な対応を実行して勝つための戦略です。そのため、企業活動においては短期計画だけではなく、むしろ中長期の計画についてその計画の前提条件を明らかにし、その前提が変わった場合に機敏に対応できるように準備しておくことが、企業経営におけるOODAループの活用ポイントであると言えます。

また、OODAループは、販売活動、生産活動、購買活動といった事業活動の特定の領域のみに適応した手法ではなく、限界利益を最大化するPSI計画や、製品別ライフタイム収益管理といった、事業活動におけるさ

デジタル&イノベーション

さまざまな機能を横断的に管理・最適化できる手法です。

このように、OODAループは理論的には企業経営・事業運営の全般を通して、状況変化に俊敏に対応できる意思決定システムとして、不確実性の高い経営環境に適した手法です。しかし、これまでの事業年度単位でのPDCAサイクルによる意思決定から昇華し、OODAループによる意思決定システムに変革することは決して容易ではありません。OODAループ実現のためには、<図2>で示すように、「デジタル」「ピープル」「カルチャー」の3つの備えを事前にデザインして推進する必要があります。

IV デジタルの備え

デジタルの備えにおいては、<図3>で示すように、「データ収集」「データ蓄積」「処理」「報告」の4つの観点から検討することが重要です。

まず、「データ収集」について重要なポイントを2点述べます。

1点目は、収集すべきデータの広がりや、多くの利

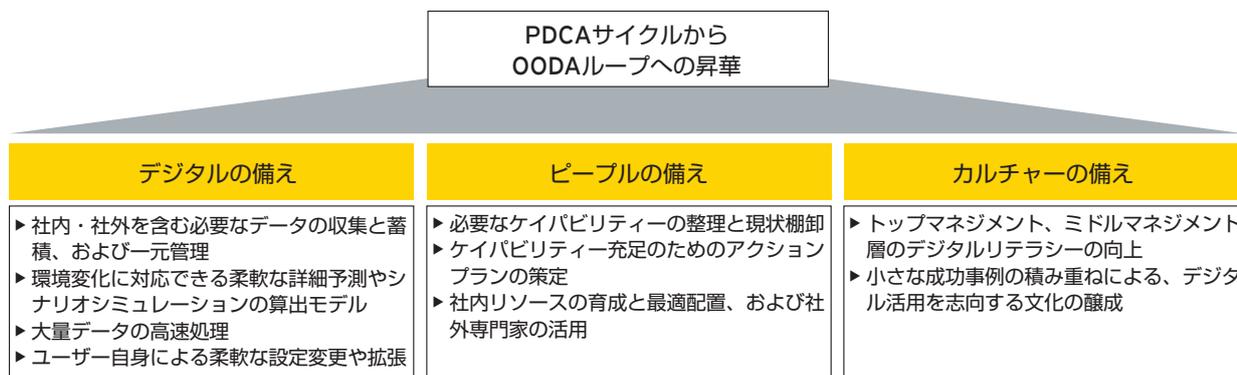
用者への展開を見据えて、柔軟に拡張・対応できる仕組みが必要である点です。昨今はSAAS環境で提供され、ユーザーが比較的柔軟にウェブブラウザ上でオペレーションできるパッケージソフトも増えており、こうしたデジタルツールの利用が可能です。

2点目は、企業内に存在する複数のシステムや社外に存在するデータソースを含め、データ連携を容易にするために同一のプラットフォームでデータ収集を行うことが望ましい点です。これについても、WEB-API等の活用を通じた、リアルタイムでのデータ一元収集が可能になりつつあります。

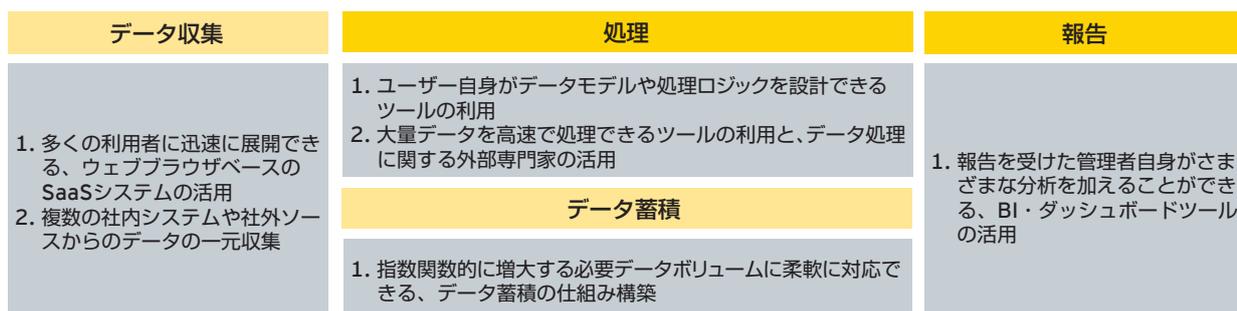
次に「データ蓄積」については、データ量が重要になります。昨今収集可能なデータは指数関数的に増加しており、こうしたデータを複数のシナリオシミュレーション等に余すことなく活用するためには、一昔前のようにデータ容量を事前に見積もってその制約の中でシステム運用するのではなく、データの増加に柔軟に拡張できる仕組みが必要です。

そのためには、SAASを中心としたクラウドシステムを利用するとともに、企業内の複数のシステムでのデータの散在や重複を可能な限り解消するために、グ

▶ 図2 OODAループ実現に向けた3つの備え



▶ 図3 デジタルの備え





ローバルデータベースを設計し、データを一元化する取組みも必要です。

「処理」では、柔軟性と高速化に対応する必要があります。

将来予測やシナリオシミュレーションの算出モデルは固定されたものではなく、環境変化に合わせ、また仮説・検証を繰り返して、頻繁に見直す必要があります。その際に、都度、IT部門に開発依頼をしなくても、ユーザー側でモデル式等を柔軟に変更できる仕組みである点が重要で、前出のSAAS型のアプリケーションは、そうした要求にも対応できつつあります。

また、大規模なデータモデルを扱う場合には、高速な演算処理が必要であり、これもインメモリーデータベース等の技術の活用が見込まれています。

「報告」では、報告を受けるユーザー自身が、例えばWhat-If分析などの追加分析を行える機能を備えたダッシュボードツールが求められます。近年では、こうしたBI・ダッシュボードツールの価格が下落傾向にあり、本格的な導入を推進する企業も増えています。

総括すると、OODA ループの実現を支援するためには、さまざまな社内システムや社外ソースからデータを収集し、これらの大量データを一元的に蓄積した上で、将来発生する状況パターンをAIや統計情報を活用して、大量データ解析を短時間で演算処理できるよう、備えておく必要があり、昨今のデジタルツールはこう

した要求を満たしつつあります。

V ピープルの備え

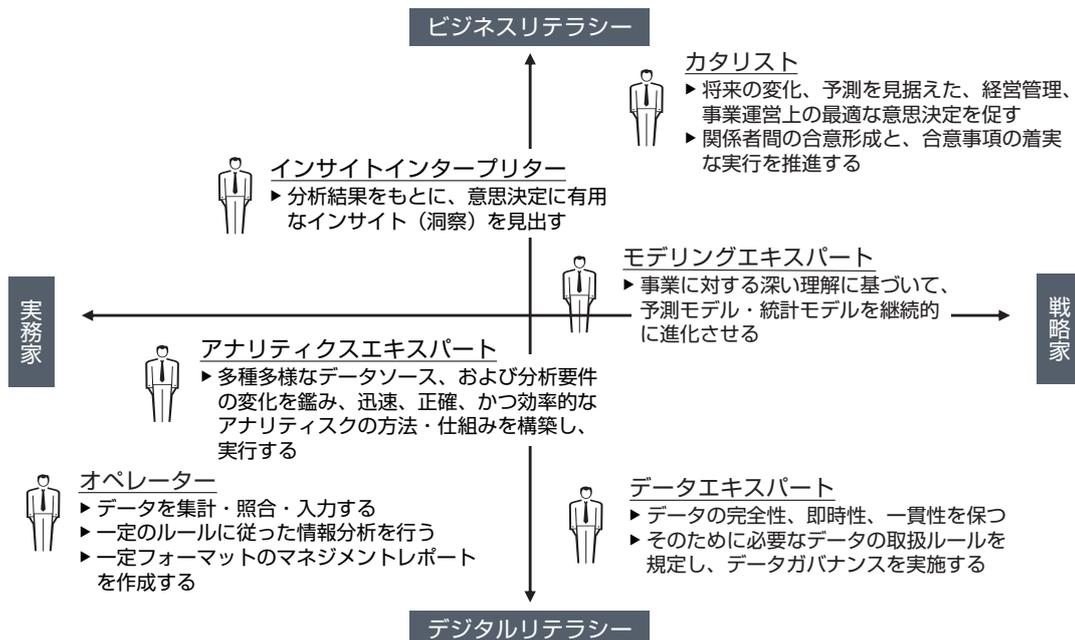
企業経営、事業運営におけるファイナンス部門の役割が、PDCAサイクルのCheck/Action役からOODAループの推進役に変化することに伴い、ファイナンス部門に求められるケイパビリティも、従来の管理会計部門が求められていたものから大きく広がります。

<図4>はOODAループ実現のためにファイナンス部門が具備しておくべきケイパビリティを、縦軸にビジネスリテラシーとデジタルリテラシー、横軸に実務家と戦略家に分け、2軸4象限で網羅したものです。

実績情報の収集や定常的な予実分析、管理レポートを行う「オペレーター」に相当する人材はこれまでも存在しました。一方で、今後OODAループを推進するに当たっては、より広範囲なデータソースから高度な分析を行える「アナリティクスエキスパート」や、分析の元となるデータをガバナンスする「データエキスパート」として、ケイパビリティを拡張する必要があります。

さらに、ビジネスそのものへの深い理解と知見に基づき、予測モデルや統計モデルに落とし込む「モデリングエキスパート」や、分析結果から意思決定に真に役

▶ 図4 ピープルの備え



立つ洞察を見いだす「インサイトインタープリター」といったケイパビリティも新たに必要となります。また、事業の現場の意思決定や合意形成、および着実な実行を推進するために、周囲の人を巻き込むソフトスキルを兼ね備えた、「カタリスト」というケイパビリティも求められます。

このように、OODAループを推進するために必要なケイパビリティには多様なものがあり、これらの性質の異なるケイパビリティを一人の個人が持つことはほぼ不可能です。したがって、組織、チームとしてこれらを具備できるよう、人材の育成・強化に取り組む必要があります。

OODAループを推進するためにファイナンス部門が具備すべきケイパビリティとその人数を計画し、不足分について戦略的に補っていく取組みが重要です。その際には、どのケイパビリティは社内で持つべきか、逆にどのケイパビリティは外部専門家に頼るべきか。あるいは、社内で持つとしてもCenter of Excellenceに集中的に人材と知見を蓄積すべきか、それとも意思決定の現場に近いローカルファイナンスに分散配置すべきか、といった観点での検討が重要です。

VI カルチャーの備え

BPRなどの一般的な業務変革プロジェクトにおけるチェンジマネジメントでは、「トップダウンの強い要請」「業績評価への反映による行動促進」「新業務に対する入念なトレーニング」が重視されます。こうした変革の対象は現場レベルのメンバーであることが多く、変革後の新たな業務プロセスの浸透が重要なポイントとなります。

一方で、OODAループの導入においては、変革すべき相手がミドルマネジメントやトップマネジメントとなる点や、変革の対象が業務プロセスではなく意思決定の考え方そのものである点が、通常の業務変革プロジェクトとは根本的に異なります。

そのため従来のチェンジマネジメントの手法のみでは、OODAループによるデータドリブン経営の実現は困難であり、「カルチャーの備え」として次の2点に取り組む必要があります。

1点目は、経験則に基づく意思決定を重視しがちなミドルマネジメントやトップマネジメントに対して、AIや統計予測情報の特性を理解してもらい、デジタル

リテラシーを向上させることです。これにより、デジタルを意思決定に活用することの優位性と限界について腹落ちさせることが重要です。

2点目はPoC（Proof of Concept）により小さな成功例を社内に積み上げていくことで、デジタルを活用した経営スタイルを志向する文化を社内に伝搬させることです。このように、新しいカルチャーを押し付けるのではなく、新しいカルチャーに取り込むことの利点や重要性を、社内に徐々に浸透させていくことが、変革の成功要因となります。

VII おわりに

OODAループによる意思決定や、データドリブン経営といった考え方は決して新しいものではありませんが、これまではそれを実現するためのデジタル技術が追い付いていなかったため、コンセプトレベルで議論が止まっていました。しかし、昨今のデジタル技術の急速な進化により、「デジタルの備え」の側面では実現のためのハードルが大きく下がりました。

一方で「ピープルの備え」や「カルチャーへの備え」は、人材のケイパビリティやマインドが関わってくるものであり、十分な備えを行うには非常に時間がかかるものと想定します。

したがって、「デジタル」での実現性が見えてきた今の時点から、「ピープル」や「カルチャー」の備えに正面から取り組む企業と取り組まない企業では、数年先の成果が大きく異なるのではないかと考えます。ファイナンス部門がOODAループの推進役となり自社のビジネスのさらなる飛躍に寄与するのか、PDCAのチェック役にとどまりビジネスの縮小均衡を招くのか、今がその重大な岐路であるといえます。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)

E-mail : shimpei.mori@jp.ey.com

E-mail : takuya.iikawa@jp.ey.com

E-mail : zhidong.lyu@jp.ey.com

YouTube動画のご案内



会計、IPO、DX×ガバナンスなどの幅広い情報をYouTube動画で配信しています。各動画のQRコードから、ぜひご視聴ください。

または下記の検索結果からもご覧いただけます。



EY Japan YouTube



EY Japan



非財務情報開示の重要性が強く認識されています。求められるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の開示について、ポイントを分かりやすく解説しています。



予測不能な社会において、増加するサイバー攻撃。その現状と企業が取るべき対策について、EYの専門家3名が分かりやすく解説します。



2021年の税制改正で導入されたDX投資促進税制。税制の概要および適用要件を説明するとともに、実務上の留意点についても分かりやすく解説します。



固定資産の減損会計について、減損の兆候やのれんの減損判定、資産グループの単位など、間違いやすい論点についてウェブサイト「企業会計ナビ」監修の公認会計士が分かりやすく解説します。



業績悪化は企業会計にどのような影響を与えるのでしょうか。ウェブサイト「企業会計ナビ」監修の公認会計士が具体例を交えて分かりやすく解説します。



税効果が難しいと思う人は多いのではないのでしょうか。動画では税効果会計とは何か？なぜ税効果会計が必要なのかを解説します。



IPOの成功確率はどれくらい？これからIPOを目指している企業必見の内容です！上場に必要知識をシリーズでお届けします。



管理部門のDXとは？そのメリットや注意点について、「内部統制」という監査法人ならではの視点で解説しました。



EYでは業種別の会計知見を発信しています。今回は不動産業。COVID-19の休業支援金の会計処理はどうすべきか解説します。



『国際会計の実務 International GAAP 2022』刊行記念 IAS第12号「法人所得税」に関する主なアップデート



品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 大島 隼

▶ Jun Oshima

主として金融業及び石油ガス業の監査業務に従事。2019年よりIFRSデスクに所属し、IFRS導入支援業務、研修業務、執筆活動などに従事している。当法人 マネージャー。

『国際会計の実務 International GAAP』シリーズが3年ぶりにリニューアルされ、『国際会計の実務 International GAAP 2022（上巻・中巻・下巻）』と『国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』が刊行されました。そこで、全3回にわたって、2019年版からアップデートされている論点の一部を紹介いたします。

第3回となる本稿では、IAS第12号「法人所得税」について取り上げています。

I はじめに

『国際会計の実務 International GAAP』最新シリーズ発刊記念の第3回である本稿では、IAS第12号「法人所得税」の適用範囲について、『国際会計の実務 International GAAP 2022』に新たに追加された実務上の論点を解説します。IAS第12号の適用範囲である法人所得税とは、課税所得（純額の利益）を課税標準として課せられる税金と定義されており、IAS第12号の適用範囲とならない税金は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」等の適用範囲に含まれ、異なる会計処理や開示が要求されることとなります。従って、適用される会計基準の判断がしばしば論点となります。

近年の課税形態の多様化により、利益を課税標準とする測定値と、利益ではない項目（例：資本合計や純資産等の貸借対照表金額、実際生産高等の非財務測定値）を課税標準とする測定値との相互関係によって課

税額が決まる取決め（「ハイブリッド課税」とも呼ばれます）が登場してきています。3つのハイブリッド課税の類型を例に、適用基準の判断としてとり得る考え方を紹介します。

II 最低税額が利益以外の測定値に基づくケース

本ケースは、利益の一定割合として通常の法人所得税が計算されるものの、その金額が利益以外の測定値（固定額の場合も含む）による金額を下回る場合、当該一定の最低金額を支払うような取決めです。こうした取決めについての考え方は次の2通りが考えられ、継続的に適用される限り、いずれのアプローチも採用可能と考えられます。

▶ アプローチ1

最低税額部分をIAS第37号等に基づき法人所得税でないものとして、最低税額を超過する部分をIAS第12号の法人所得税として会計処理する

▶ アプローチ2

税額全体をIAS第12号の法人所得税として会計処理する

アプローチ1は、固定税額部分は利益に連動しない税額と捉え、超過部分のみを法人所得税として処理するのに対し、アプローチ2は、税金の全体的な意図が所得に基づく課税であることが明らかな場合には、実質を重視し税額全体を法人所得税と捉える考え方です。アプローチ1では、利益に基づく測定額が最低金額を

上回る期間にのみIAS第12号の当期税金及び繰延税金を会計処理することになり、実務上煩雑かつ、法人所得税として会計処理する部分の実効税率の予測が難しいという側面があります。また、構成要素に分離せず税額全体としてIAS第12号の適用範囲か否かを判断するアプローチ2は、IAS第12号の適用範囲に関連する2017年9月、09年5月、06年3月の解釈指針委員会のアジェンダ決定とも整合する方法と考えられます。

Ⅲ 利益に基づく測定値と利益以外に基づく測定値のいずれか高い方が税額となるケース

本ケースは、利益に基づく測定値と、利益以外の測定値（例：収益や純資産）に基づく金額のいずれか高い方が税額となるような取決めです。こうした取決めについては、課税額全体を法人所得税かどうかのいずれかで捉える方法は適切ではなく、代わりに次の2通りのアプローチが考えられます。

▶ アプローチ1

課税額は主として法人所得税ではない税金であり、当該部分を超過する部分をIAS第12号の法人所得税として会計処理する

▶ アプローチ2

課税額は主としてIAS第12号の法人所得税であり、当該部分を超過する部分を法人所得税ではない税金として会計処理する

これらは、継続的に適用される限り、いずれのアプローチも採用可能と考えられます。各アプローチを採用した場合の具体例を<設例>に示しています。

アプローチ1をとる場合、実効法人所得税率が大きく変動するため、法定税率が変わらない場合でも、将来の繰延税金を測定するための見積りを毎期見直す必要があります。一方で、アプローチ2をとる場合の実効法人所得税率は、法定税率である40%に、収益を課税標準とする税金として捉える部分の損金算入が実質的に認められないということを反映して調整された税率となります。

▶ 設例

ある法域の税制では、企業は課税所得に対する40%の税金が、収益に対する2%の税金のいずれか高い方を納税しなければならない。収益を課税標準とする税金については、税額控除等の適用はない。
①～④の4つのシナリオについて、繰延税金残高の測定のための実効法人所得税率は各アプローチによってそれぞれ次のように算出される。

税金費用合計 (単位: 百万円)	①	②	③	④
収益(A)	2,000	2,000	2,000	2,000
税前利益(B)	50	90	120	240
収益を課税標準とする税額 (税率2%)	40	40	40	40
利益を課税標準とする税額 (税率40%)	20	36	48	96
本設例の税制に基づく課税額	40	40	48	96

【アプローチ1】 超過部分をIAS第12号の法人所得税とする考え方

収益を課税標準とする税金控除前の利益	50	90	120	240
収益を課税標準とする税金	40	40	40	40
法人所得税控除前の利益(C)	10	50	80	200
法人所得税(D)	-	-	8	56
税後利益	10	50	72	144
実効法人所得税率(D/C)	0%	0%	10%	28%

【アプローチ2】 超過部分を収益を課税標準とする税金と捉える考え方

収益を課税標準とする税金控除前の利益	50	90	120	240
収益を課税標準とする税金	20	4	-	-
法人所得税控除前の利益(C)	30	86	120	240
法人所得税(D)	20	36	48	96
税後利益	10	50	72	144
実効法人所得税率(D/C)	67%	42%	40%	40%

出典：『国際会計の実務 International GAAP 2022（下巻）』第33章 設例33.3より引用

IV 利益に基づく測定値の方が少ない税額となる場合を除き、税額が利益以外の測定値に基づくケース

本ケースの代表例として、デジタルサービス税(DST)のような取決めが挙げられます。欧州で見られるDSTの一例には、次のような取決めがあります。

【DST税制の例】

- ▶ その国の顧客から稼得したデジタル事業（オンラインマーケットプレイス等）により生じる収益のうち、年間の基準額を超えた金額に対して2%を課税する
- ▶ 上記の課税計算方法に加えて代替的な課税標準による計算方法の選択権が認められており、1年毎に事業者が選択できる。代替的な方法では、営業利益の80%を課税標準として税額が計算される
- ▶ 例えば、現地のデジタルサービス活動が損失を計上している期において、代替的な課税標準を選択すれば、DSTの納税額はゼロとなる

こうした取決めは、デジタル革命により企業が国境を越えた事業展開を増やすにつれて、各国政府が多国籍企業の利益について、その価値を生み出した国で課税されるように税制を発展させてきた背景から生まれています。

例のDSTのような取決めは、その全体を、IAS第12号の適用対象外である法人所得税以外の税金として取り扱うべきと考えられます。例のような取決めはその設計上、通常はデジタルサービス活動による収益を課税標準として課税されるケースが多く、代替的な課税標準の選択は、現地において（物理的な拠点を構え、従業員を雇う等しながら）低い利益率で同様の事業を行っている企業に対する救済措置として認められています。こうした課税制度の趣旨に鑑みれば、代替的な課税標準を選択したかどうか（又は将来においてするかどうか）により適用する基準を変えるのは適切ではなく、常にIAS第12号の適用外の税金としてIAS第37号等に基づき会計処理すべきと考えられます。

V おわりに

世界的にさまざまな課税の枠組みが日々発展を遂げている中で、国際的に事業を展開する本邦企業にとっ

ても、各法域の税金に適用される適切な会計基準の判断は非常に重要となっています。そのような判断が複雑かつ関係する金額に重要性がある場合、関連する法制度の内容と企業が行った判断について、IAS第1号第122項の規定に従い開示すべきかを検討すべきと考えられます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 IFRSデスク
Email : ifrs@jp.ey.com

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。

IFRS国際会計の実務 International GAAP 2022 (上・中・下巻) IFRS国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022



- ▶ A5判 第一法規
- ▶ 価格 上：22,000円+税、中：22,000円+税、下：21,500円+税
金融・保険：25,200円+税

本書は、EYの国際財務報告基準（IFRS）に関するナレッジを結集した国内最高レベルの本格的専門書の最新日本語版です。新基準を含めた幅広い項目を収録し、規定やその背景にある理論のみならず、実務上の論点やその対応、さらに、日本企業がIFRSを適用する際に生じる論点やそれらに対するEYの解釈を加えており、実践的な解説書となっています。わが国においてもIFRS適用がますます広がりを見せる中で、財務諸表作成者や職業会計人など、全ての方に必携の実務書です。



<令和4年3月期決算法人対応>決算・税務申告対策の手引

- ▶ A5判/568ページ 税務研究会出版局 価格2,400円+税

令和4年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、実務指針、税法・通達などの内容を踏まえた適正な決算・申告を行わなければなりません。そのためには、会計基準等、会社計算規則や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が必要不可欠です。本書では、令和4年3月期決算に向けて万全の準備として、記載例や申告調整方法などについて詳しく解説しています。



業種別会計シリーズ 海運業 改訂版

- ▶ A5判/320ページ 第一法規 価格3,400円+税

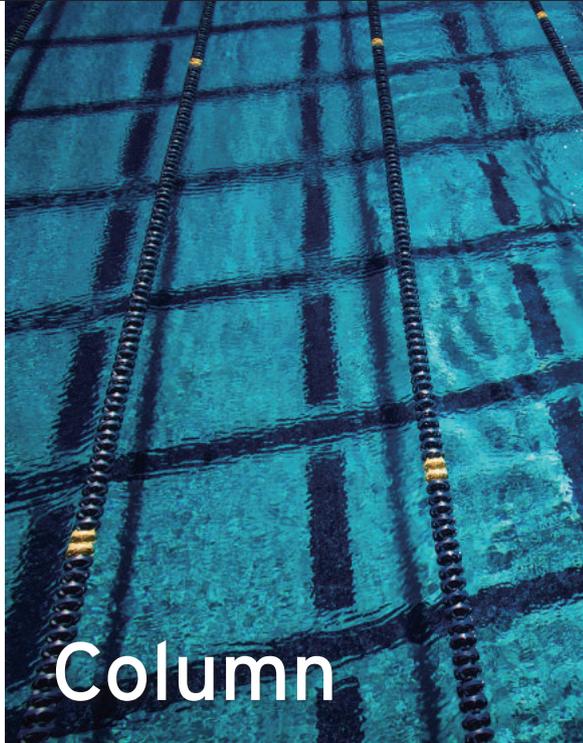
この書籍は、平成22年10月に発刊された「業種別会計シリーズ 海運業」の改訂版となります。初版は海運業の会計や内部統制、会計監査、IFRSでの取り扱いなどについて記述したわが国におけるほぼ唯一の書籍として、海運業の経理に携わっておられる方々、海運業監査に携わっている公認会計士、金融機関の方々などに好感を持って迎えられました。初版の刊行から10年以上が経過し、その間の経営環境の変化や新収益認識基準などの会計基準の新設や改正、KAMの導入などの監査手法の変化といった最新の内容を網羅し、海運業会計に関する書籍の決定版として刊行しました。



「固定資産の税務・会計」完全解説 (第7版)

- ▶ A5判/648ページ 税務研究会出版局 価格3,500円+税

本書は、固定資産の取得（またはリース）から、その後の減価償却、資本的支出と修繕費の処理、除却・譲渡に至るまでの段階ごとに、税務・会計の取扱いをまとめており、基本的事項から実務レベルの必要事項や、留意事項までを詳細に解説しています。第7版では、近年、自然災害が多く発生し、災害に対する実務対応が求められることが多くなっていることから、「第7章 災害があったときの処理」を新設しました。また、会計処理と税務の関係が複雑で難解である特別償却および圧縮記帳について、税効果会計を適用しなかった場合と税効果会計を適用した場合に分けて、新たに設例を設けて解説しています。さらに、「第6章 設備投資減税の実務と活用」を税制改正に対応して大幅に改訂しています。



Column

速くなるコツは「愛される選手」になること

スポーツキャスター
宮下純一

▶ Junichi Miyasita

1983年、鹿児島県鹿児島市生まれ。5歳から水泳を始め、9歳のときに背泳ぎの選手に。2008年の北京オリンピック競泳男子100メートル背泳ぎ準決勝で53.69秒のアジア・日本新記録(当時)を樹立。決勝では8位入賞。同400メートルメドレーリレーでは日本チームの第一泳者として銅メダルを獲得。現在はスポーツキャスターとして活動する一方、(財)日本水泳連盟競泳委員として選手指導・育成にも携わっている。



水泳教室に指導に行くと、よく親御さんや生徒から「どうすれば速く泳げますか」という質問を受けますが、それは僕が一番知りたい答えです。さまざまなタイプの選手がいて、答えが1つではないからです。183センチの僕がいて、178センチの北島康介さんがいる。身体の硬い僕がいて、柔らかい入江陵介さんがいる。よくいわれるのが、「美しい泳ぎはあるけど、速い泳ぎはない」ということです。

では、どうやって速い泳ぎをするかということ、自分の身体をいかに操るかということになります。肩の可動域が硬いという課題が見えたとき、身体が硬い子が身体の柔らかい入江さんの真似をしても、決して速くはなりません。練習メニューを自分にどう落とし込んでいくかが大事なのです。

僕がコーチとして伝えるのは、基礎の基礎です。自転車に乗りたての子に、いきなり手放し運転を教える意味はありません。まず、自転車にしっかり乗れるようになることが大切です。ベースができればできるほど、成長後に基礎が上手く生きてくる。キックや腕の掻き方はどうすればよいですかと聞かれますが、キックのテクニックを練習する前に、まずブレずに泳げるようになることをしっかりやっとうと最初に伝えます。そもそも、身体がグネグネした状態で泳いでいると、強いキックを打ったときに推進力を水に伝えることができません。まっすぐ泳げば25メートルのところを26メートルかけて泳いでいるかもしれないのです。

I スイミングスクールで学んだ「社会」

水泳は個人競技だと思われがちですが、チームで練習する意味は大きいと考えています。泳いでいるときは水の音しかなくて、自分の世界に入り込んでいく競技ですが、だからこそ周囲に同じベクトルに向けて頑張る仲間やコーチの存在は必要です。先輩や後輩、男子や女子、そしてコーチや監督がいる「チーム」で練習することで、個々の目標は違っても一緒に泳ぐことで練習効果が上がると思っています。

僕がスイミングスクールに入ったのは幼稚園の頃ですが、「選手コース」にシフトしたのは小学3年生のときでした。水泳から競泳へ。選手人生の第一歩をそこで踏み出したわけです。「選手コース」になってはじめてチームを意識したのですが、3レーンしかない

場所を先輩や後輩たちと譲り合いながらどうやって自分のポジションを確立するか。小さい社会の中で自分がどう立ち振る舞えばいいのかをスイミングスクール時代に学びました。

II 愛される選手になるには

母は「愛される選手になりなさい」とよくいっていましたが、僕もそれを意識していましたが、コーチに恵まれたことも大きいと思います。高校時代、僕のコーチは水泳出身ではなくて、柔道出身の方でした。当時、全国から有望な選手が集まる合宿に呼ばれるようになっていたのですが、そのコーチから「俺も分からないことが多いから、いろいろな人に話を聞いて一緒に成長していこう」といわれました。この言葉は嬉しかったです。事実、コーチは僕の知らないところで強豪校のコーチに「宮下を速くしたいので、アドバイスしてください」と頭を下げてくれていたのです。その話を知り、それまで以上にコーチを信頼しました。強豪校のコーチにアドバイスをいただいた後は、自らそのコーチに「メニューをやってみました」とか「メニューに取り入れましたが、僕には合いませんでした」と挨拶に行くことを心掛けました。すると、大会などで再会したときに「最近どうだ」と気にかけてくれるようになったのです。高校時代に急成長できたのは、そのような環境を作ってくれたコーチの教えがあったからだと思います。

III 仲間がいるからあと一步頑張ることができる

高校卒業後、上京して筑波大学に進学しました。大学の水泳部は僕にとっては家族といえる場所でした。今でも大学時代の先輩・後輩とよく集まります。筑波大学の水泳部は、基本的に800メートルや1,500メートルを泳ぐ長距離チーム、200メートルや400メートルを泳ぐミドルチーム、50メートルや100メートルの短距離チームと3つのグループに分かれていて、それぞれのコーチが作成したメニューで練習します。オリンピック候補生だからといって特別なコーチがつくわけではなく、チームとしての活動です。それは僕にとってとても良い効果があったと思います。例え

ば、ウェイトトレーニングなどキツイ練習ではみんなで「落ちてきてるぞ」って煽り合いをします。野次られると「もう少し頑張れるぞ！」と、あと一步踏ん張ることができるのです。自ら煽り合ってあと一步の力を出すことで自分の言葉にも責任をもつことができ、一人で練習するよりも成果が上がりました。大学卒業後、一人で苦労したことを思うと、水泳部の仲間たちにはずいぶん助けられました。

IV やっぱり特別だった日本代表チーム

一方で、日本代表チームに入ったときは驚きました。やはり代表チームは特別でした。それぞれの選手には代表チームに入るまで二人三脚でやってきたコーチがいますが、全員のコーチがオリンピックに帯同できるわけではありません。30名の代表選手がいたら、コーチの枠は約10名。代表チームのコーチにはメダルを獲得できそうな選手のコーチから選ばれていきます。僕の時代であれば、まず、北島康介さんの平井伯昌コーチ、次に入江陵介さんの道浦健寿コーチが入る。選手に合わせたグループ分けがあり、コーチが手分けして僕らを指導します。当たり前ですが、コーチによって練習メニューが違うので、それまで自分が取り組んできた練習とは違います。新しい指導方針を受け入れる柔軟性が非常に大事でした。自分が何を吸収し、どのように本番に臨むかを考えなくてはなりません。選手の中には代表コーチと指導方針が合わなくて、本番で力を出せなかった選手もいます。僕は積極的にコーチとコミュニケーションを取り、「愛される選手」でいようと心掛けていたのをよく覚えています。

今思うと、2008年の北京オリンピックの代表チームは北島康介さんという大きなリーダーがいたというのもあり、一体感があったと思います。代表として活躍して、代表チームというファミリーの一員でいたい。また、みんなの顔を見るために頑張ろうという気持ちで泳げていたような気がします。良いチームというものはそのような気持ちにさせてくれるのではないのでしょうか。昨年、東京オリンピックが終わり、これから日本代表チームも新たに始動します。新しい代表チームも一体感を持って盛り上がってほしいと思います。(談)



Trend watcher

東南アジアでのプレゼンスを高める中国、インドへの投資を急増させる日米 ～地政学から読み解く世界～

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) EYパルテノン ストラテジー このみたくし 許斐建志

▶ Takeshi Konomi

EYパルテノンにおいて戦略コンサルティング業務に従事すると同時にEYの地政学戦略グループのメンバーとして、地政学に係るサービスを幅広く提供している。

I 地政学的問題の世界経済の構造への影響

近年、さまざまな地政学的な問題が生じ、サプライチェーンの混乱など、経営に深刻な影響を与える課題が多く顕在化する中で、個々の地政学的問題が経営に与える影響に加えて、より大局的に見て、地政学的問題が全体として世界経済の構造にどのような影響を与えるかについての関心も高まっています。

そのような地政学的問題の世界経済の構造への影響に関して、米中対立は2018年に米国が中国に対して制裁関税を課した頃から強まり、また、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の世界的流行は20年から始まりましたが、共に開始時期から一定程度時間が経過したため、それらが世界経済の構造にどのような影響を与えつつあるかについての計量的な分析は徐々に行きやすくなりつつあります。

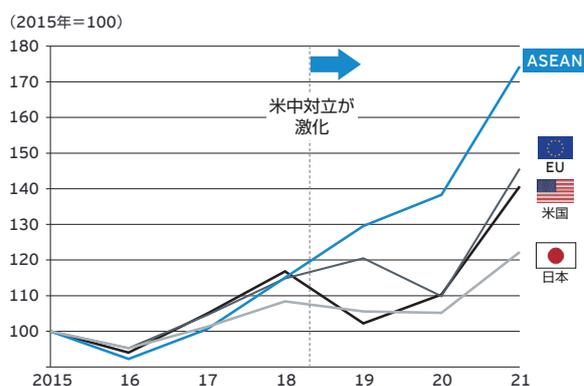
そのため、本稿ではその分析の例として、アジア圏において、米中対立の高まりやCOVID-19の世界的流行等を背景に、中国が東南アジアでのプレゼンスを高めつつあり、また、日米がインドへの投資を急増させつつあることについて説明します。そして、最後にそれらを踏まえ、中長期の企業戦略を考える上で、地政学戦略的な視点は今後、一層重要になると予想されることについて説明します。

II 東南アジアでのプレゼンスを高める中国

米中対立の激化の後、中国の輸出に見られる顕著な変化は東南アジア向けの輸出額が大きく増加して

いることです。＜図1＞は中国の輸出先上位4カ国・地域への輸出額の推移を15年の値を100として示したのですが、米中対立が激化した18年以降、米国市場への行き場を失った中国製品が東南アジア諸国連合（ASEAN）市場になだれ込んだこと等から、ASEAN向け輸出は大きく増加し、日本・米国・欧州連合（EU）向け輸出の増加ペースを大きく上回っています。

▶ 図1 中国の輸出額（上位4カ国・地域*）

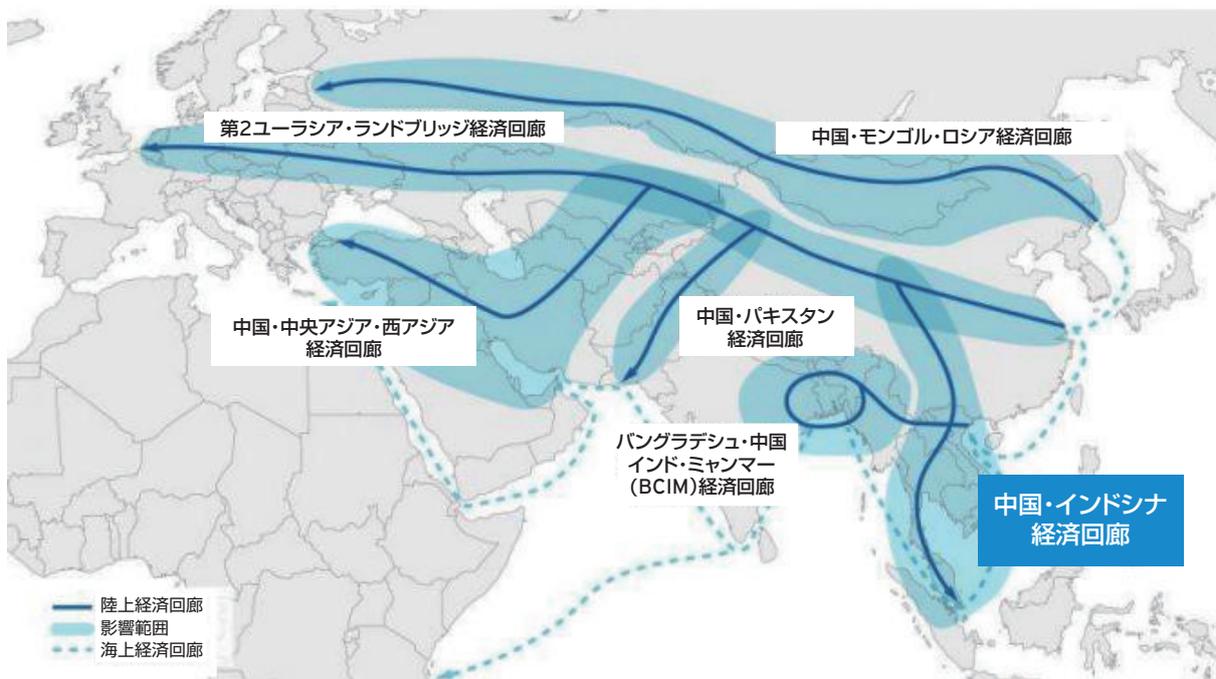


* 香港向けを除く輸出額上位4カ国・地域
出典：中国海関総署「貿易統計（ドル建てベース）」

中国の輸出全体に占める各国・地域のシェア（21年）は、米国向けが17.1%、EU向けが15.4%、ASEAN向けが14.4%、日本が4.9%と、ASEAN向けの輸出シェアは米国・EU向けの輸出シェアに迫るほどの大きさであり、その伸びは現在、中国の輸出の伸び全体を牽引する主要ドライバーの1つになっています。

このASEAN向け輸出額の伸びには中国の「一帯一路」イニシアチブも深く関係していると考えられ、東南アジア

▶ 図2 中国の「一帯一路」イニシアチブ



出典：香港貿易発展局・野村證券よりEYバルテノン

アは同イニシアチブにおける中国・インドシナ経済回廊に含まれています（＜図2＞参照）。

中国は以前から、同イニシアチブを通じて、現地への物流インフラへの投資等を増大させ、東南アジアとの関係性を深めつつありました。米中対立によりその傾向は加速され、中国と東南アジアとの関係性は一層深化しつつあります。

その関係性の深化にはCOVID-19流行後のワクチン外交も影響していると見られ、シンガポールのシンクタンクが実施したASEAN10カ国を対象とした調査（ISEAS「The State of Southeast Asia 2022 Survey」）では「いずれのASEANのパートナー国が最もCOVID-19のワクチンを提供してくれたか」という問いに対して、中国と回答した人の割合が最多の57.8%となり、次点となる米国の23.2%を大きく引き離しています。

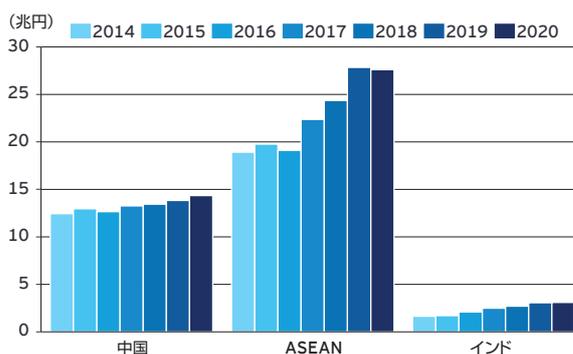
複数のASEAN諸国の外相等からは中国のワクチン提供を評価する発言がなされており、このようなワクチン外交も功を奏してか、中国とASEANは21年11月にその関係性を従来の「戦略的パートナーシップ」から「包括的戦略パートナーシップ」に格上げしています。

このように中国は東南アジアでのプレゼンスを一層

高めつつありますが、そこにはこれまで述べてきたように米中対立や一帯一路イニシアチブ、COVID-19などの地政学的な問題が深く関わっており、中国と東南アジアの関係性を見る上で地政学的視点からの分析は欠くことができない要素となっています。

このような中国の東南アジアにおけるプレゼンスの拡大は日本にとって無縁のことではなく、＜図3＞で示したとおり、日本のASEANに対する対外直接投資残高は他のアジア圏の国・地域向けの投資と比較しても特に伸びています。ASEANの成長を取り込もうとする多くの日本企業にとって、現地での中国企業のプ

▶ 図3 日本の対外直接投資額（残高）



出典：日本銀行「直接投資残高関連統計」

プレゼンス拡大は今後、競争上の脅威につながる可能性が十分にあります。

そのため、今後、ASEANを主要な市場の1つとして捉えている日本企業にとって、現地で競合になり得る中国企業の動向をより丁寧に分析し、自社の戦略を検討していくことが一層重要になっていくのではないかと考えられます。例えば、中国のASEANでのプレゼンスの増大は必ずしも一様ではなく、域内の国ごとにプレゼンス拡大の規模や領域などが異なっているため、日本企業はそれらの差異に注目しながら、可能な限り中国企業との競争を避けつつ、東南アジアでの戦略を検討していくことも選択肢としては考えられ得ると思われれます。

Ⅲ インドへの投資を急増させる日米

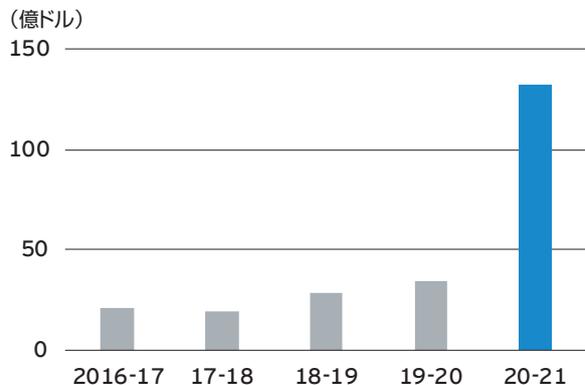
米中の対立が続く中で、近年、アジア圏において、インドの地政学的な重要性は一層高まりつつあり、日米は中国への牽制を念頭に置きながら、共にインドとの関係性を政治的にも経済的にも強化しようとしています。その動きに関する最も顕著な例は、日本・米国・豪州・インドの4カ国によって、安全保障や経済連携等を協議する枠組みとして設立された「クアッド」で、4カ国は21年にクアッドとして初めての首脳会談を行い、今後、中国への牽制を意識しながら、サプライチェーンの強靱化を含むさまざまな領域で協力を深めていくものとみられています。

そのクアッドの枠組みは政治的な関係性の強化だけでなく、最近では経済的な関係性の強化にもつながりつつあり、例えば、米国のインドに対する直接投資の額は20～21年間に前年までの過去4年間の平均の約5倍となる132億ドルまで急増しています（＜図4＞参照）。

また、日本政府もインドに対して、今後5年間で5兆円を投資することを発表しましたが、これまでの日本のインドに対する直接投資額は残高ベースでも3兆円程度であり（＜図3＞参照）、これまでASEAN向けに比べ、その伸びは極めて限定的だったことから、5兆円規模の新規投資は非常にインパクトが大きく、米国のインド投資の急増と合わせて見ると、今後、日印関係が経済的にも大きく変化していく可能性が意識されます。

インドとの関係性強化は決して中国への牽制という国際政治的な文脈だけから意味を成すものではなく、

▶ 図4 米国からインドへの直接投資額（フロー）



出典：インド準備銀行「Annual Report 2020-2021」

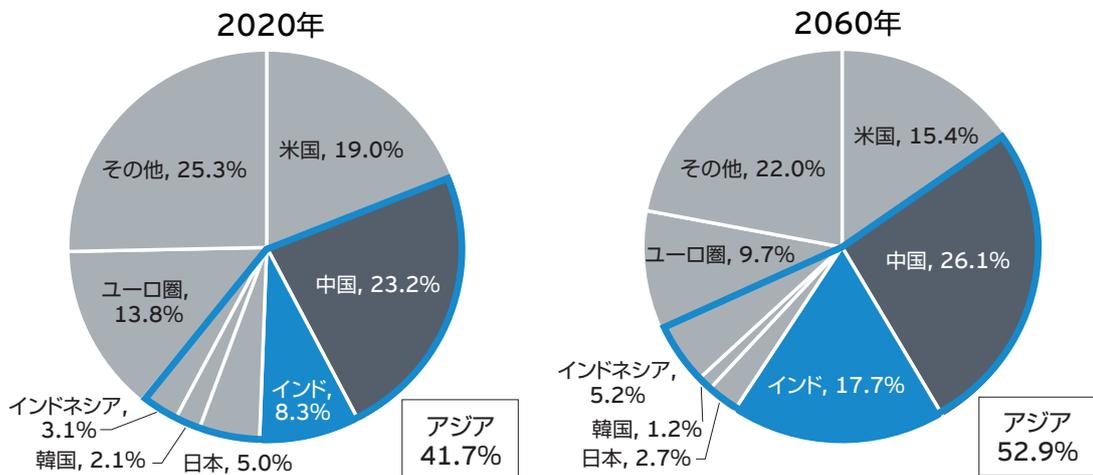
アジアの成長を取り込むという経済的な文脈からも十分意味を成し得るものだと考えられます。それを示す1つの材料として、OECDによる加盟38カ国と非加盟10カ国の長期経済予測があり、予測対象国のGDPの合計額は世界経済の80%以上に相当（21年時点）しますが、この長期経済予測によれば、インドのGDPが予測対象国全体のGDPに占める割合は、20年には8.3%ですが、60年には17.7%まで増加することが予測されています（＜図5＞参照）。同期間に中国のシェアは23.2%から26.1%への増加にとどまることから、今後のアジアの成長を取り込むという経済的な文脈からもインドへの投資は日本にとって意味を成す可能性があると考えられます。

このように日米はインドとの関係性を政治的にも経済的にも強化しつつありますが、その背景には日米の中国への牽制という地政学的なテーマが非常に重要なドライバーとして存在しています。

また、インドは20年に中国との間で国境紛争問題によって緊張が高まった後に、中国製アプリの国内利用を広範囲で禁止し、さらに中国を対象として投資規制を導入するなど、経済的にもインドは中国に対してやや厳しい姿勢を取っています。そのため中国との経済的な関係性という面で、インドは前項で述べたASEANとはやや対照的な状況にあるため、中国企業との競争を避けるという観点からは日本企業にとって、インドはASEANに比べ、やや有利という面もあるのではないかと考えられます。そして、そのような検討をする上でも重要になるのが中印の国境紛争などの地政学的な問題となり、そのことからインドでのビジネスを考える上で地政学的なファクターは欠かせない要素であることが分かります。



▶ 図5 GDPの各国割合の推移 (USドル)*



* 予測対象国のGDP合計額に対する各国GDPの割合となり、GDPの単位はドルベースの購買力平価。なお、四捨五入の関係から、割合の合計が100%とならない場合がある
出典：OECD 「Economic Outlook No 109 - October 2021 - Long-term baseline projections」

IV 中長期の企業戦略を考える上で地政学戦略的な視点は今後、一層重要になることが予想される

これまで述べてきたように、地政学的なファクターは日米中の政治的・経済的な動きに非常に大きな影響を与えています。アジア圏でのいずれの地域に機会とリスクがあり、それを踏まえた上で自社はいずれの地域のどのような事業にリソースを投入すべきかという事業戦略を企業が考える上で、地政学戦略的な視点からの分析は欠かせないものになりつつあります。

これまで多くの企業にとって地政学領域のトピックスは、「有事」の際に自社の事業に対してどのような影響が及ぶリスクがあり、そのリスクを低減するためには何をすべきかというような、リスク管理的な観点から捉えられる傾向がやや強かったと思われま

す。しかし、これまで述べてきたように、地政学的なファクターはモノやカネのフローに極めて甚大な影響を与え、それらを通じ世界経済の構造に大きな変化をもたらしていることから、今後、地政学的なトピックスはリスク管理的な視点からだけでなく、経営戦略的な視点からも捉えることが極めて重要になっていくとわれわれは考えています。

地政学的な問題は米中対立だけにとどまらず、近年、さまざまな地域・分野から生まれてきていますが、今後、それらがどのように世界の政治・経済に影響を

与え、どのように次の時代のビジネスの機会とリスクにつながっていく可能性があるかを丁寧に読み解いた上で、それらの中長期的な企業戦略に反映させていくことは、企業が競争優位性を高める上で今後、ますます重要になっていくのではないのでしょうか。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
BMC (Brand, Marketing and Communications)
E-mail : marketing@jp.ey.com

インドへの進出に当たって知っておきたい 現地監査のコンプライアンス

EY新日本有限責任監査法人 グルگرام駐在員 公認会計士 松田晃典



▶ Akinori Matsuda

2004年入所後、小売業・製造業など国内上場企業や多国籍企業の会計監査、外資系企業の日本法人の会計監査（IFRS）に従事。21年11月よりEYインド グルگرام事務所に現地日系企業担当として駐在し、会計、税務、コンプライアンス支援など、幅広いサービスで日系企業の事業展開を支援している。

I はじめに

インドは13億人を超える人口に裏付けられた世界有数のマーケットの1つです。グローバル展開を検討している日系企業にとっても若い労働力、巨大な消費者マーケットを持つインドは関心が高く魅力的な進出先の1つとなっています。

近年、インド政府は製造業振興の「メイク・イン・インド」のスローガンの下、会社法改正や多くの税制改革などの施策を施行、外資誘致、ビジネス環境やインフラの整備など制度のグローバル化に取り組んでいます。

一方で、発展途上のインフラや他国と比較すると複雑な制度、運用面での曖昧さによる実務対応の難しさもあります。会計監査、内部統制などの要請も広範です。

ここではインドへの進出に当たって事前に知っておきたい制度および留意点を紹介します。

II 監査のコンプライアンス概要

1. 会計監査のコンプライアンスの特徴

進出形態は内国法人（現地法人）、外国法人（駐在員事務所、支店、プロジェクトオフィス）がありますが、日本の会計監査の前提と次の点が大きく異なります。

(1) 会計監査対象および期限

規模などにかかわらず全ての拠点でインド勅許会計士の会計監査が義務付けられ、進出時から会計監査が必要となります。会社法の規定により決算期は3月に法定され^{*1}、多くの日系企業が該当する非上場会社は決算日から6カ月以内に開催する株主総会の前に行う取締役会の決算承認までに会計監査を受ける必要があります。

また、関係会社を持つインド会社は非上場でも、単体に加えて連結財務諸表を作成し、監査を受ける義務があります。

(2) 会計基準

IFRSを基礎としたインド版IFRS（Ind-AS：Indian Accounting Standard）、現地基準であるインド会計基準（AS：Accounting Standard）があります。Ind-ASは全ての上場会社および純資産が25億ルピー以上の非上場会社に強制適用されます。自社はInd-AS適用対象外の会社でも、Ind-AS強制適用会社の持株会社、子会社、合併会社、関連会社である場合はInd-ASの適用が求められますので、インド上場会社と合併会社を設立する場合などは留意が必要です。

(3) 会計監査人ローテーションルール

過去の不正事件を受けて、監査人の独立性を維持するために一定の会社に会計監査人の強制ローテーションルールが導入されています（<表1>参照）。

^{*1} 例外的に海外の親会社の決算日に統一するなどの理由で当局に承認されれば、3月決算以外を採用できる。但し、所得税法上は課税年度が4月1日から3月31日と指定されているため、3月末であらためて決算を行う必要があり、2度決算の作業が生じることに留意が必要。

▶表1 監査人ローテーション規定

期間	強制ローテーション適用対象
<ul style="list-style-type: none"> ▶会計監査人が個人の場合は1期（5年）、法人の場合は2期（10年間）を限度として会計監査人を変更しなければならない。 ▶後任監査人は前任監査人との間にグループの提携ファームや業務上の関係があってはならず、一度ローテーションアウトした会計監査人は5年のクーリングオフ期間を経過しなければ再任ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①上場会社 ②払込資本金が1億ルピー以上の非上場公開会社 ③払込資本金が5億ルピー以上の非公開会社 ④借入負債が5億ルピー以上の全ての会社

▶表2 CARO2020

21項目の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 1. 有形固定資産および無形固定資産の詳細 2. 棚卸資産および運転資本制限を受けている場合の詳細 3. 行った投資、保証、提供した担保、貸付金等の詳細 4. 取締役への貸付金等に関するコンプライアンス 5. 公衆からの預金に対するコンプライアンス 6. 原価の記録の維持 7. 法定支払義務（訴訟中以外の税金、年金基金等）の履行状況 8. 会計帳簿に未記録の取引が税務申告された場合の有無等 9. 借入金返済の不履行等 10. 調達資金と利用用途 11. 不正行為、監査人の受領した内部告発に対する検討 12. Nidhi Company（互助金融会社）によるコンプライアンス 13. 関連当事者取引に関するコンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> 14. 内部監査体制が会社の規模・性質に見合うか、内部監査報告書の検討 15. 取締役との非現金取引 16. RBI（Reserve Bank of India インド準備銀行）法第45-1A条に基づく登録の要否 17. 当会計年度および直前会計年度の会社の現金損失の有無、金額 18. 法定監査人の辞任の有無、あれば辞任監査人が提起した問題・異議・懸念を後任監査人が検討したか 19. 貸借対照表日から1年以内に期限到来する負債の返済能力について監査報告書日で重要な不確実性がないか（継続企業の前提） 20. 企業の社会的責任（会社法135条）によるCSRIに関する報告 21. 連結財務諸表に含まれる各会社のCAROレポート上での限定意見や不適正意見の有無・検討（連結財務諸表に適用）

(4) 会計監査人の選解任等

① 選任時の留意点

会計監査人は5年ごとに選任され、選任期間満了前で正当な理由なく解任することはできません。そのため、5年継続を前提として各会計事務所の特徴を理解して進出時に慎重に監査人を選定する必要があります。

② 監査人の解任

任期中に監査人を解任する場合は臨時株主総会の普通決議および中央政府の事前承認が必要になります。中央政府の承認には解任根拠の十分性の確認など煩雑な手続も絡み、実務上は監査人と協議し、合意の上で監査人に辞任してもらうのが一般的です。

(5) 監査報告書の特徴について（CARO）

小規模会社等^{※2}を除く非上場会社の監査でもインドの会計監査人の監査報告書には意見表明以外にCARO（Companies Auditor's Report Order）の規定する一定事項（棚卸資産の実地棚卸、不正、継続企業の前提など）のレビュー結果が記載されます。

2022年3月期より適用となるCARO2020は記載項目が<表2>のように21項目となり、以前よりも

増加しています。監査人の報告責任を強化するものですが、企業にも財務に係る内部統制を強化し、重要情報を適時適切に監査人に提供する必要が生じます。

親会社はインドに拠点の監査報告書入手時にCAROにも目を通し、除外事項等が無い確認する事もグループガバナンスの観点から有益です。

2. その他の監査のコンプライアンス概要

(1) 内部統制に関する規定

インド会社法により特定の会社を除く（次ページ<表3>*1参照）全ての会社は財務報告に係る内部統制の構築と運用を行い、取締役会への報告が義務付けられます。また、その有効性について、会計監査人の意見表明が求められます。日本版内部統制報告制度とインド版SOXはCOSOフレームワークを基礎としており共通項目が多いですが、日本版のように評価範囲に主要3勘定の例示がないなど、内部統制の仕組みの文書化やテスト実施などは別途インド勅許会計士協会のガイドラインに沿った整備運用が必要です。

※2 銀行、保険会社、会社法セクション8の会社（慈善事業目的等、政府の承認を得た一定の会社）、一人会社と会社法セクション2（85）の小規模会社、非公開会社で公開会社の子会社または持株会社ではなく貸借対照表日現在の払込資本、準備金および剰余金の合計が1,000万ルピーを超えず会計年度のどの時点でも銀行や金融機関からの借入金総額が1,000万ルピーを超えず、かつ2013年会社法のSchedule IIIに開示される売上高総額（廃止事業の収益含む）が財務諸表上で1億ルピーを超えない会社

▶表3 その他の監査のコンプライアンスの対象範囲

	内部統制監査	税務監査	移転価格証明書	内部監査*3	常勤会社秘書役設置*4	会社秘書役監査*4
上場会社	対象			対象	対象	対象
非上場公開会社	対象	対象：年間売上高1,000万円超 *2但し前年度の現金の収受が総額の5%以下、かつ前年度の現金の支払が総額の5%以下の場合は2021年度予算で対象が売上1億円超に緩和	対象：移転価格の対象取引（国際／特定の国内取引）がある場合	いずれかに該当する場合は対象：前会計年度の払込資本5億円以上、売上高20億円以上、会計年度全体を通じたいずれかの時点で借入残高10億円超、預り金2億5千万円以上	対象：払込資本金1億円以上	対象：払込資本金5億円以上または売上25億円以上
非公開会社	対象 *1対象外：1人会社、前会計年度の売上高5億円未満又は会計年度全体を通じて借入負債額2.5億円未満			いずれかに該当する場合は対象：前会計年度の売上高20億円以上、会計年度全体を通じたいずれかの時点で借入残高10億円超		-

公開会社（Limited）：株式譲渡制限不可、株式・社債の公募ができ、株式上場も可能、株主数も7名以上で制限なし。コンプライアンスが相対的に増加。
非公開会社（Private Limited）：付属定款で株式譲渡制限、株式・社債の公募禁止、株主数（2名以上200名以下）、取締役数2名以上を定める会社

(2) 税務監査

所得税法により、年間売上高1,000万円超の場合（＜表3＞*2参照）は、税務監査が必要で、

(3) 移転価格証明書

対象取引が1ルピーでもあれば移転価格の対象取引（国際／特定の国内取引）と金額について、税務監査士からForm 3CEBという証明書類の入手義務が生じます。

(4) 内部監査

対象会社（＜表3＞*3参照）は社内内外の税務監査士等の専門家を内部監査人として選任し、内部監査の範囲、方法、頻度などを協議して決定します。

(5) 会社秘書役の設置

インド会社法の専門家（公的で非常に難易度の高い資格といわれる）であり、会社内部の文書管理や株主管理を行うとともに、会社のコンプライアンスについて責任を負う責任者をいいます。

対象会社（＜表3＞*4参照）は常勤の会社秘書役の設置義務、会社秘書役の監査義務があります。

(1)～(5)の対象範囲について一覧化すると、＜表3＞の通りになります。

コンプライアンス制度の大きな見直しを行っていますが、依然としてコンプライアンス項目は範囲が広く、詳細なガイダンスがないことによる解釈・運用面の難しさがあります。

新規進出支援サポートなど、総合的なご相談に対応しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

EYグルグラム事務所
ジャパン・ビジネス・サービス
E-mail : akinori.matsuda1@in.ey.com

III おわりに

インドは経済成長、外資誘致のために、ここ10年

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



スポーツの未来を考える② 最新スポーツビジネスの基礎 (第2版) —スポーツ産業の健全な発展を目指して—

▶ A5判/224ページ 同文館出版 価格1,900円+税

スポーツとビジネスの融合が進む近年において、スポーツビジネスの全体像を示し、最新の動向と基礎知識を網羅した解説書。第2版では、eスポーツおよびスポーツとSDGsについて加筆しました。スポーツ産業が今後さらなる健全な発展を目指すために、スポーツビジネスに携わっている方、興味を持たれている方、すべての方に手に取っていただきたい1冊です。



レグテック・イノベーション ダイナミックに新たなDX社会を創造する

▶ A5判/172ページ 日本経済新聞出版 価格1,800円+税

レグテックは、従来の効率化、コスト削減といったソリューションの枠を越え、DXを支える重要な基盤になっていくでしょう。本書では、レグテックの具体的な市場セグメントと国内外の市場規模を取り上げ、日本が大きく欧米に出遅れる背景を考察することで、そこから読み取れるビジネスオポチュニティを探っています。さらに広義に規制とテクノロジーとの関係を紐解き、DX推進における新たなレグテック・エコシステムの形成が何を社会にもたらしていくのかなど、官民連携含めイノベーションを実現する企業戦略について取り上げています。



なぜ、DXは失敗するのか? —「破壊的な変革」を成功に導く5段階モデル—

▶ A5判/379ページ 東洋経済新報社 価格2,400円+税

DX (デジタルトランスフォーメーション) の70%は失敗しているといわれています。本書は、成功のために踏まえるべき5段階の「ロードマップ」を記載し、各段階ですべきこと、リスクへの対処法などが示され、DXを成功に導く上で参考になる書籍です。



監査役監査の基本がわかる本 (第4版)

▶ A5判/266ページ 同文館出版 価格2,800円+税

本書は初版発行以来、監査役等の皆さまから監査役監査の基本を分かりやすく解説した書籍として好評を得ています。今回の改訂では、KAM、収益認識、会社法改正などを新たに書き加えました。新しく監査役に就任される方にとって監査役監査の基本を習得するには最適な一冊ですので、ぜひご活用ください。

戦略的情報開示

～これからのディスクロージャーと経理部門が果たすべき役割とは～

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC-Finance 細野 賢 村上協平

EY新日本有限責任監査法人 FAAS事業部 CCaSS 西山久美子



▶ Ken Hosono

CFO部門向けのコンサルティングチームにおいて、財務経理業務全般のプロセス改善を中心としたプロジェクトに従事。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアマネージャー。



▶ Kyohei Murakami

CFO部門向けのコンサルティングチームにおいて、決算業務に関するプロセス改善、IFRS導入など幅広いプロジェクトに従事。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。公認会計士。



▶ Kumiko Nishiyama

主に国内事業会社の非財務情報開示・保証およびESG評価アドバイザー業務に従事。業種は、建築、ハウジング、印刷、化学、金融等。EY新日本有限責任監査法人FAAS事業部CCaSSでは非財務情報開示・保証のグループリーダーとして業務の推進等に携わる。公認会計士、環境法修士。

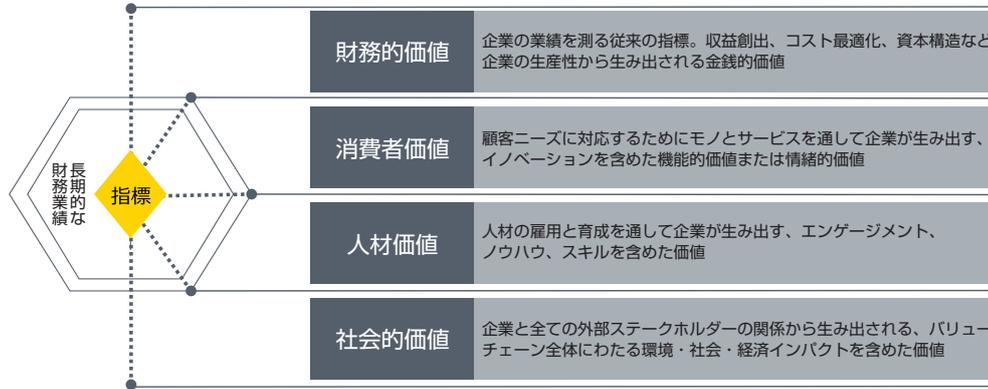
I はじめに

今、世界全体として地球環境・社会における共通課題の解決に向けたさまざまな取組みが行われており、持続可能な社会と経済の両立を図ることをテーマにしたニュースを見ない日はありません。それは近年の急激な気候変動やグローバル化に加えて新型コロナウイルス感染症によって変化した生活様式や価値観の影響により、企業が長期にわたって持続可能な価値創造をどのように行うべきかの関心が急速に高まっていることの表れと理解しています。本誌2022年5月号では、長期的価値(Long-term value : LTV)の指標や導入アプローチを紹介し、そしてCFO組織が社内外のコミュニケーションにおけるハブとなる役割について解説しました。目下、企業における取組みを眺めてみると、LTV下の経営管理を見据えた企業は優れた情報開示を実行していることから、国内全体としても発信する情報の開示方法を一層戦略的に取り組む必要性に迫られ、その関心が高まっています。そこで本稿では、戦略的な情報開示について紐解き、その活動における経理部門の関わり方について考察します。

II 長期的価値(LTV)創造とステークホルダーエンゲージメント

経済規模を重視したことで地球環境に負の影響をもたらし、利益重視により経済格差がますます広がりを見せています。企業価値が短期的かつ近視眼的な経済価値重視ではなくなってきていることは、昨今の取り巻く状況から明らかです。そして今、求められている目指すべき企業価値とは、前号(本誌22年5月号)でも掲載した<図1>の4つの価値カテゴリーの関係性で解説すると、利益の創出である「財務的価値」、顧客基盤の拡大である「消費者価値」、そして人材の育成である「人材価値」の3つがあり、それらは自社の事業活動内でコントロール可能な領域であるといえます。一方で、自社の事業活動から間接的に得られるさまざまなステークホルダーの便益の向上である「社会的価値」は、自社の事業活動では直接的にコントロール可能な領域ではない循環の中にあります。そのため、事業内の活動を発射台として事業外の便益を最終的に自社の便益に還元されるようなステークホルダーとのエンゲージメントが必要であることが分かり

▶ 図1 LTVを構成する4つの価値カテゴリー



ます。さらに、この必要性を情報開示という活動に当てはめると、事業価値が社会価値に自然と繋がるような情報開示が必要であり、自社にとって継続的な成長を支えるステークホルダーを特定し情報開示することが、優れた開示、戦略的な情報開示と言えます。

この開示活動において必要な実行施策は、大きく定性的なものや定量的なものが存在し、目指すべき姿を語る自社ならではのストーリーの構築と、データに裏打ちされた論理展開が考えられます。そしてストーリーの伝え方として、例えば、社会価値を実現することで持続可能な収益を得ることを考えると、その取り組み自体がステークホルダーから評価されるような仕組み作り、すなわちルール形成も戦略的な情報開示の1つの方法と理解することもできます。

III 経理組織としての関わり方

ここからは実行すべき開示施策における経理の関わりについて説明しますが、その前に非財務情報に関する国内外の動向を説明します。

まず、海外においては、サステナビリティ情報開示の重要性が高まりを見せる中、非財務情報に関する基準やフレームワーク等を開発する設定主体が乱立している現状を解消し、国際的に比較可能で統一的な基準を開発する動きが活発化しています。国際財務報告基準(IFRS)を策定する国際会計基準審議会(IASB)を傘下にもつIFRS財団においては、国際的なサステナビリティ情報の開示フレームワークの設定主体となる新審議会「国際サステナビリティ基準審議会」(ISSB)を21年11月に創設しました。今後ISSBは、具体的なサステナビリティ開示基準案の検討を開始できるよう、技術的な提言を行うことを目的として発足したTRWG (Technical Readiness Working Group) とともに、22年上半旬を目途に非財務情報開示に関するグローバル基準として、新サステナビリティ基準を公表する予定となっています。また、22年下旬には、サステナビリティ開示基準の国際的な一貫性を促進するための調整作業を求めるIOSCO (証券監督者国際機構) による基準のエンドースメントと、EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) によるサステナビリティの開示要

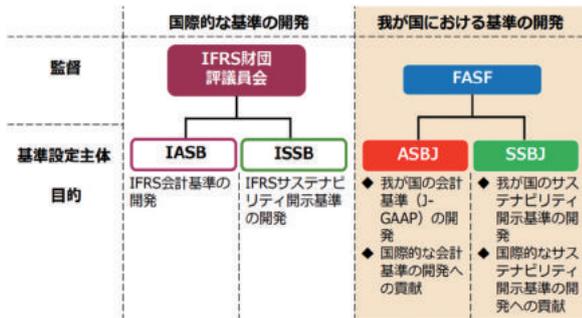
件案の作成が予定されています。

そして、わが国における取組み状況としては、21年6月に、東京証券取引所がコーポレートガバナンス・コードの改訂を行いました。そこでは、プライム市場の上場企業に対して、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) またはそれ同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実を求めること、サステナビリティについての基本的な方針を策定し、自社の取組みを適切に開示することが示されています。また、金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(DWG) においても、統合報告書やサステナビリティレポート等、主に任意の開示書類において報告されているサステナビリティ情報について、有価証券報告書での開示の必要性が議論されています。一方、将来情報であるサステナビリティ情報に関する記載と虚偽記載の責任関係や、比較可能性と総覧性の担保についても議論されており、サステナビリティ情報に関するさまざまなテーマが存在する中で、どのようなテーマを有価証券報告書に開示すべきか (重要性等) についても議論されています。さらには、IFRS財団のカウンターパートである財務会計基準機構 (FASB) においては、21年12月に、サステナビリティ開示基準の体制整備に対する市場からの要望等を踏まえて、下位組織であるサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) を設置し、わが国の会計基準の開発を行う企業会計基準委員会 (ASBJ) とともに、非財務情報に関する議論を継続しています (次ページ<図2>参照)。

このような状況下において施策実行のために必要な経理組織の役割は、「A. 開示とモニタリングのプロセスリード」「B. 開示とモニタリングにおけるコミュニケーションハブ」「C. データドリブン経営の推進役」であり、A. で活動の旗を振り、B. でストーリーに説得力を付け、C. で裏付けをすることになります。以下それぞれについて詳細に説明しますが、<図3>に示した将来のファイナンス組織の役割と関連付けながら語る事ができます。

まず「A. 開示とモニタリングのプロセスリード」とは、情報開示プロセスの確立の推進役を担うことを指し、非財務情報の開示戦略やそのプロセスについても経理以外の関係部門や経営層を巻き込みコミットさ

▶ 図2 非財務情報に関する国内外の情勢

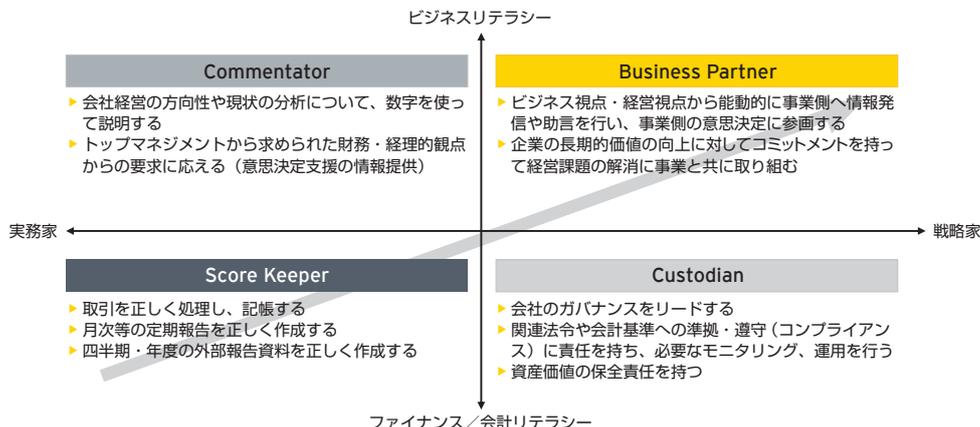


出典：2022年2月3日 第1回SSBJ設立準備委員会 審議事項(2) 事務局説明資料 p.18より

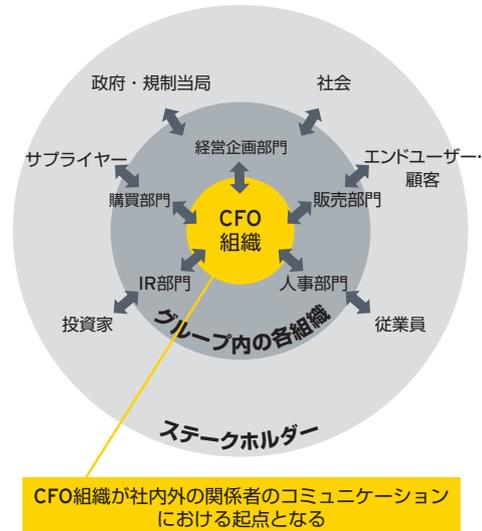
せ、ロードマップを作成することが求められていると言えます。手順を具体的に説明すると、①意思決定機関（取締役会）で開示方針の決議、②機関決定をもとにした実行計画の作成、③実行計画から得られた現実的なKPIの設定、④KPIを自己評価する仕組みの構築を行うことになり、この一連のプロセスを第三者に認証してもらうことも必要になります。ここにおいて経理組織はBusiness Partnerとしての役割を担うことを意味しています。

次に「B. 開示とモニタリングにおけるコミュニケーションハブ」とは、<図4>で示した通り外部と内部とのコミュニケーションハブを担うことを意味し、それは泥臭く対話を実施していくことに尽きるものと理解しています。それぞれのステークホルダーに対して自社ならではのストーリーについて語る際、ステークホルダー別に意識すべき目的や便益が異なることを十分に留意することも必要であり、かつ自社の便益に還元される上でステークホルダー間のバランスを取ることも戦略として必要と考えます。内部については社会価値が事業価値へ繋がるという視点で根気よく対話する必要があります。それは事業との結びつきについて腹落ちしていないが故にステークホルダーに魅力的な、そして論理的にストーリーを語れないことになるため、全ての企業グループ内部、現場事業部へ、浸透

▶ 図3 EYの考えるファイナンス組織の将来像



▶ 図4 LTVのハブとしてのCFO組織



させること、そしてその意見を経営層と現場で相互連携させるためにも起点役が必要です。ここで必要な発想は、事業活動が社会活動に繋がるというよりもその逆の流れを意識することでしょう。それは、企業カルチャーを変革することに繋がるかもしれないということです。投資家などステークホルダーの意見を社内に説得させて自社ならではのストーリーを優れたものにするため、繰り返し対話し続けることになるでしょう。ここにおいて経理組織はCommentatorとしての役割を担うことを意味しています。

最後に「C. データドリブン経営の推進役」は、定量的な論理展開がストーリーの裏付けとして必要であり、4つの価値カテゴリーとそのドライバーの相関関係を分析し、開示がどのように自社の企業価値に繋がっているか分析をします。やはり、定性的なストーリーだけでは便益還元の流れが掴み切れず、論理的なストーリーとは言えなくなるでしょう。さらに、その集計作業はさまざまな部署から、そしてグローバルレベルでの情報収集となるため、作業自体が膨大でありプロセスが可視化されていない可能性があります。加え

▶表1 非財務情報の保証

	合理的保証	限定的保証
定義	絶対的ではないが高い水準の保証	合理的保証よりも低い水準の保証
結論表明の形式	積極的形式	消極的形式
保証報告書における記載例	「当社は、保証対象項目について、会社の方針および基準に従って収集・報告されていると認めます」	「当社が実施した保証業務において、保証対象項目について、会社の方針および基準に従って収集・報告されていないと信じさせる事項は、すべての重要な点において発見されませんでした」

▶表2 非財務情報の保証と財務情報の監査との相違

	財務情報の監査	非財務情報の保証
義務化	各国で義務化されている	一部の国を除き任意
保証対象項目および組織	明確に定められている	任意
保証業務規準	明確に定められている	任意 (例：ISAE3000、ISAE3410等)
規準	明確に定められている (一般に公正妥当と認められている会計基準)	任意 (サステナビリティ情報算定開示基準)
監査・保証提供組織	明確に定められている	任意

て、収集する際のデータ粒度や定義内容が事業部やグループ各社で目線が合っていないケースも見られ、データの信憑性担保やリスク軽減の証明が一切なく監査対応も後手に回ることが容易に推測されます。こういった状況に対する施策として、最新テクノロジーの活用は欠かせません。テクノロジーを活用しデータの一元管理のためデータ分析基盤を構築した上で、マルチステークホルダー向けの多様な分析軸を設定し説得力のあるトレンド分析を可能にすることが望ましいでしょう。そして、データの信頼性や収集における統制基盤が整えば、データ粒度の定義や収集方法、レポートング手法までも整備されることになり、正確性と信頼性が担保されたデータマネジメントが確立されることとなります。ここで経理組織はデータを記録するScore Keeperとしての役割とCustodianとしての役割の両方を担うことを意味しています。

IV 非財務データの信頼性確保のための保証

さらに、非財務情報の保証について解説します。非財務情報の重要性が高まる中、その信頼性が投資家を含むさまざまなステークホルダーから注視されています。非財務情報の信頼性を担保する手段の1つとして非財務情報の保証があり、欧州連合(EU)等では非財務情報の保証の義務化を目指しています。非財務情報の保証とは、会社等が算定・開示する非財務情報に関して、監査法人等の第三者組織が保証することです。非財務情報の保証は、財務諸表監査に近似した手法を用いて行われることが一般的です。非財務情報の保証を実施する監査法人等は、国際監査・保証基準審議会が発行する信頼性の高い保証業務基準(ISAE3000、ISAE3410)に準拠し、第三者保証業務を行います。会社等が非財務情報の算定・開示を行う際の基準は、日本の環境法令、グローバルに一般に公正妥当と認められているガイドライン等が一般的です。非財務情報の保証が義務化されている一部の国以外では、非財務情報の保証の対象となる開示項目、開示組織範囲は任意であり、会

社等と監査法人等との合意で決まります。非財務情報の保証業務実施が完了すると、保証報告書が監査法人等から発行されます。非財務情報の保証業務は、<表1>のように2つの種類があります。現在、日本においては、ほとんどが限定的保証となっています。

加えて、非財務情報の保証と財務情報の監査との相違につき、<表2>にまとめました。非財務情報の保証は、財務情報の監査と比較すると歴史が浅く、これからより発展していく業務といえます。

海外における非財務情報の保証の動向と日本における見通しを考えると、海外では、EUにおいて21年4月に「EU企業サステナビリティ報告指令案」(CSRD案)が公表されました。その中に、サステナビリティ情報に対する保証の義務化があります。CSRD案の導入対象年度は、当初23年度以降となっていました。現在、後倒しが検討されています。日本もCSRD案の動向を考慮し、今後の非財務情報の保証の義務化について検討する可能性があります。

V おわりに

国内における制度としての対応もあり、第三者保証が定元必要な取組みであることが理解できました。今後の取組みを考える上では、法規制対応を前提とした企業としての戦略があらためて重要であり、LTVをベースとした情報開示戦略を法対応と両輪で実行すべきと理解できます。

財務的な企業価値、すなわち目先の利益にとらわれて消費者、人材、社会への資本投下を怠ると、企業の価値創造能力は衰退することが予想されます。そのため、「自社にとって資本を投下すべきステークホルダーは誰なのか」「誰を対象としたストーリーを紡ぐのか」をあらためて考え、情報開示戦略を実行に移すことが肝要であると言えるでしょう。そしてそのための船頭である戦略家(ビジネスパートナー)としての役割を経理組織が率先して担っていくことを期待しています。

グローバル税務の創造的破壊

後編 税情報の開示

EY税理士法人 International Tax and Transaction Services 大堀秀樹



▶ Hideki Ohori

EY税理士法人にて、日本企業のグローバル税務ポジションに関する分析を提供し、サステナビリティの観点からの税情報の開示についてもアドバイスを実施している。

＜お問い合わせ先＞EY税理士法人 International Tax and Transaction Services E-mail : hideki.ohori@jp.ey.com

I はじめに

新型コロナウイルス感染症の継続、カーボンニュートラル、ならびにデジタルな技術革新による社会の大変革の中で、企業は持続的な成長戦略の策定及び地球社会のSDGs^{※1}への貢献が求められています。企業の税務についても、ガバナンス及び持続的な成長戦略の一環としてESG／サステナビリティの観点から税に関する取組みに関する要求が高まっています。

一方、前編でも述べた経済協力開発機構（OECD）は、経済のデジタル化に伴う課税上の課題（以下、BEPS2.0）に対処するため、グローバルミニマム課税を導入する第2の柱のGlobal Anti-Base Erosion（以下、GloBE）ルールを公表しています。

本稿では、従来の企業におけるグローバルな税の取組みを根本的に改める税情報の開示要請と日本企業への影響について解説します。

II 企業の税情報の開示に関する背景

従来、企業の税務は主に2つの指標で評価されてきました。

第一は、税務申告を適正に行い税務調査に応じる税務コンプライアンスの遵守であり、追徴による税務リスクを防止することが挙げられます。従来の日本企業では税務コンプライアンスと税務リスクの軽減が最優先として位置付けられ、税務当局の求めに応じて適切な情報提供がなされていました。

第二は、税務プランニングによる実効税率の削減です。企業にとって税金は最大の費用であることから、その削減を図ることは、純資産とキャッシュ・フローの最大化を通じて企業価値の向上と株主へのリターンにつながります。企業は、財務情報としての税額や実効税率を開示しています。

一方、グローバルな経済のデジタル化に伴い、グローバル企業の過度な税務プランニングが顕著となり、一般社会からの批判が高まりました。このような税源浸食及び利益移転（BEPS）に対抗するため、OECDは、2015年10月に15のBEPS行動を発表し、各国は自国の税制を改正すると共に、BEPS防止措置実施条約を締結しました。さらに、企業が自らを律する税務ガバナンスと税情報の透明性に関するステークホルダーや一般社会からの要請が高まりました。これには税法や財務開示とは異なり義務は伴いませんが、欧州のグローバル企業の中には、税務に関する基本ポリシーやガバナンス体制を積極的に開示し、税に関して取り組んでいるとして評価を高めている企業もあります。

III ESG／サステナビリティの観点からの税情報の開示に係る要求の高まり

企業を取り巻くステークホルダーとの関係は、特にESG／サステナビリティの観点から近年大変革を遂げています。

企業の環境Environment、社会Social、ガバナンスGovernance（以下、ESG）について格付（以下、

※1 Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

ESG格付)を取得し、一定のESG格付を得た企業を投資適格とする社会的責任投資(SRI)の運用スタイルが定着しています。近年、ESG格付において、税務ガバナンス及び税情報の開示に関する項目がガバナンスの評価に加わりました。日本企業においても、IRやサステナビリティ部門からの要請により、税務ガバナンス及び税情報の開示に取り組む企業が増加しています。

企業は、サステナビリティの観点からどのような税に関する開示を期待されているのでしょうか。企業の財務情報の開示とは異なり、サステナビリティなど非財務情報に関する開示範囲の定めはありません。各国の法規制を超えて企業自らが自主的な開示に取り組む、まさにガバナンスが求められています。

その一方で、企業側からは、サステナビリティの観点からの税情報の開示についての規範が待望されていました。日本企業を含む多くのグローバル企業は、Global Sustainability Standard Board (GSSB) が作成したGRIサステナビリティ・レポート・スタンダード^{※2} (以下、GRIスタンダード) を参照して、サステナビリティ報告書においてGRIスタンダードとの対照表を示すのが一般的となっています。GRIスタンダードの経済に関する項目別スタンダードとして、GRI207:税金^{※3}は21年1月1日から発効しており、税に関する取組み、税務ガバナンスやリスク管理、税務当局との関係などに加えて、国別報告(以下、CbCR)の開示も要求されています。日本企業でもGRI207との参照関係が対照表に示され、実際にCbCRの開示について検討する企業は着実に増えています。

IV グローバルミニマム課税の導入による 税情報開示に関する要求の高まり

GloBEルールによるグローバルミニマム課税は税務当局に対する情報申告のみを求めています。企業が国別に所得と税額を計算し、国別の実効税率を把握していることはGloBEルールを通じて明らかであることから、ステークホルダーからは、国別の実効税率の開示を求める声は高まることが予想されます。

国別の実効税率を開示するに際しては、グローバルミニマム税率の15%が、過度な租税回避を行っていないかを測る尺度となり得ると考えられます。国別の実効税率が15%を下回る場合、実体性を伴わない過度な所得移転をしていないか、企業は説明を求められることになるでしょう。逆に税金コストの削減による財務体質の改善を求める従来型の投資家からは、15%をターゲットとした実効税率の管理を求められることになると考えられます。

日本企業においても、税務コンプライアンスのみを重視する発想を改め、企業経営、投資家そしてステークホルダーのあらゆる目線から、国別の実効税率の管理が求められ、説明責任と透明性を持って開示する時代が到来したことを認識すべきです。

V 税情報開示の義務化

21年12月21日にCbCRの開示に関するEU指令が正式に発効されました。日本企業についてもEUに一定規模の拠点を有する場合、24年6月22日以降に開始する事業年度について、全EU加盟国、EUの指定するブラックリスト及びグレーリストの国に関して、CbCRを開示する義務を負うこととなります。

ESG/サステナビリティの観点からの税情報の開示は自主的な開示の域でしたが、EU指令により、日本企業においても国地域を特定した形式ではありませんが、開示の義務を負うこととなります。また、EU企業はEU指令を契機にCbCRの開示を進めると考えられることから、日本企業についてもESG格付における相対的な評価の観点からもよりいっそうの開示を求められると想定されます。

22年3月24日、IFRS財団とGRIはステークホルダー向けのレポート・スタンダードの検討に関する提携を発表^{※4}しました。今後、IFRS財団のInternational Sustainability Standards Board (以下、ISSB) におけるサステナビリティ開示基準とGRIスタンダードが整合していくことが想定されます。税開示は現時点のISSBにおける検討項目には含まれてはませんが、税情報開示の観点からも、ISSBのサステナビリティ開示基準の進展に着目すべきです。

VI おわりに

企業を取り巻くニューノーマルな環境下においては、サステナビリティ及びグローバル課税の観点から税情報開示について説明責任が求められるようになってきています。欧州を中心としたグローバル企業は、グローバルな税務環境の変化を捉え、税情報開示を企業の価値向上及び持続的成長に結び付けて、自律的な対応を図っています。

BEPS2.0は100年に一度のグローバル税制改革といわれますが、日本企業においても、グローバルミニマム課税に対応するのみならず、いかにグローバルの税務ポジションを管理し、そして開示し、説明責任と透明性が問われる時代が到来しました。

※2 globalreporting.org/standards/

※3 globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/

※4 globalreporting.org/about-gri/news-center/ifrs-foundation-and-gri-to-align-capital-market-and-multi-stakeholder-standards/

わが国の水際対策と 出張者の受入れにおける留意点



EY行政書士法人 People Advisory Services 木島祥登

▶ Yoshito Kijima

行政書士として18年以上にわたってイミグレーションサービスを提供している。特に、グローバル企業やスタートアップ企業に対してインバウンド・アウトバウンド・イミグレーションをカバー。昨今は、富裕層向けのイミグレーションサービス（Citizenship by Investment）など幅広いイミグレーションサービスを提供している。2021年よりEY行政書士法人 パートナー。著書（共著）に『Q&A 外国人をめぐる法律相談』（新日本法規出版）などがある。

<お問い合わせ先>EY行政書士法人 People Advisory Services E-mail : yoshito.kijima@jp.ey.com

I わが国の水際対策の概要

1. 水際対策の始まり

2020年1月、日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以来、日本政府はさまざまな水際対策を打ち出してきました。21年1月13日、日本政府は、全世界からの外国人について、極めて限定的な特段の事情がない限り新規入国を認めないこととしました（水際対策強化に係る新たな措置(7)^{*1}）。

2. 水際対策の見直し

他国と比較しても厳しい水際対策は、同年11月に見直され、11月8日から商用・就労目的の短期間（3カ月以下）の滞在者および長期間の滞在者の新規入国について、受入責任者^{*2}の事業を所管する省庁（業所管省庁）から指定された誓約書および活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合には、「特段の事情」があるものとして認めることとなりました（水際対策強化に係る新たな措置(19)^{*3}）（以下、水際対策19）。EY行政書士

法人がEY税理士法人とともに実施したサーベイ（「海外赴任者・税務等実態調査結果 ～第2回 ビザ・水際対策・海外出張・外国籍社員の受け入れ～」）にて、水際対策19を受けた取組みを尋ねたところ、約50%の企業が「手続き方法を理解したが煩雑であるため行っていない」「知ってはいたが、手続き方法への理解が不足しているため開始していない」と回答しており^{*4}、外国人を受け入れる企業にとっては、実質的には使い勝手の悪い仕組みでした。水際対策19は、オミクロン株の流行を受けて3週間後に停止されることとなり（水際対策強化に係る新たな措置(20)^{*5}）、実際に水際対策19のスキームを通じて入国できた外国人はわずかでした。

3. 最新の状況

本年3月1日から、外国人の新規入国については、受入責任者の管理のもと、観光目的以外の新規入国がようやく認められることとなりました（水際対策強化に係る新たな措置(27)^{*6}）（以下、水際対策27）。水際対策27における外国人の新規入国の流れは次のとおりです^{*7}。

*1 [corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210113_02.pdf](https://www.corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210113_02.pdf)

*2 「水際対策強化に係る新たな措置(27)」Q&A 問5「入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいいます」

*3 www.mhlw.go.jp/content/000851998.pdf

*4 EY調査、新型コロナウイルスの水際対策による企業活動への影響の大きさが鮮明に ey.com/ja_jp/news/2022/03/ey-japan-news-release-2022-03-07

*5 www.mhlw.go.jp/content/000883241.pdf

*6 www.mhlw.go.jp/content/000901649.pdf

*7 「水際対策強化に係る新たな措置(27)」Q&A 問1-11

- ① 受入責任者は、入国前に、厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）にログインの上、オンラインで事前申請し、外国人の新規入国者に関する情報等（待機場所を含む）の入力、誓約事項の同意等を行います。
- ② 必要事項の入力後、受付済証（PDF）が発行され、受入責任者は受付済証をダウンロードし、入国予定者に送付します。
- ③ 入国予定者は、各在外公館に受付済証を呈示の上、査証申請書類一式を提出します。これを受けて、各在外公館は、審査を行った後、査証を発給します。
- ④ 入国後、入国者に対して、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）を通じた健康状態、位置情報確認等が行われるとともに、受入責任者は、待機施設での待機や健康状態の確認や、入国者が有症状、陽性の場合の医療機関への連絡など、必要な管理・支援を行うこととなります。

入国者数の上限も、22年4月10日以降は、1日1万人となり外国人の新規入国がさらに進むことが期待されています。

また、本年6月以降については、岸田文雄首相が、「水際対策をG7並みに緩和する」と発表しています。詳細について公式な発表はありませんが、①受入責任者の管理の下、入国者の受入を行うという基本的な枠組みは変更せず、②観光目的を含む幅広い目的の入国を認め、③1日の入国者数を2万人とするといった枠組みになる可能性があります。

II 出張者の受入れにおける問題点

水際対策27は、水際対策19と比較すると、外国人の新規入国に係る手続きが簡素化されていますが、幾つかの問題点が浮かび上がっています。

1. ERFSオンライン申請における情報管理

ERFSを利用するためには、日本の受入責任者に所属している受入責任者担当者がIDを申請する必要があります。この点につきまして、複数の受入責任者担当者がIDを取得することが可能であり、かつERFSにログインすると、同一の受入責任者に所属している他の受入責任者担当者が申請した登録状況を閲覧できる状態になっています。

例えば、ある受入責任者担当者が、水面下で交渉を進めている海外の買収先企業の経営陣の来日や、今後行われる株主総会で選出される新しい取締役等経営陣の来日などの機微な情報が他の受入責任者担当者の目に触れる事態が生じています。また、受入責任者は、誰が受入責任者担当者としてIDを取得しているか把握することができません。したがって、これらの秘匿性をどのように保護するかが大きな課題となっています。

受入責任者は、受入責任者担当者を一部に限定した上で、出張者の受入れに関する社内フローを見直し、

受入責任者の責務を十分に理解した受入責任者担当者がオンライン登録を集中管理する方法を導入する必要があります。

2. 受入責任者の責任とその管理方法

水際対策27の要諦の1つは、受入責任者が入国者を管理することが1つの条件となることです。受入責任者は、前述のとおりERFSを通じてオンライン登録を行います。その際に誓約事項^{※8}の同意等を行います。受入責任者が誓約事項に違反した場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得るとともに、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ます。

受入責任者担当者が、これらの誓約事項をよく理解せず、入国者の入国前に必要な案内をしないケースや、例えば待機期間中に土日祝日を含めて毎日健康状態の確認することを怠るケースなど、誓約違反が生じることを避けなければなりません。受入責任者は入国者に対して、入国前にプリーフィングを行う等誓約違反が生じないよう受入責任者担当者への周知徹底を行う必要があります。

3. 出張者の受入体制の構築

現在、全ての外国籍の方につき、再入国者の場合を除き、入国前に査証の申請が必要です。そのため、多くの会社では、部門や国際人事、秘書室等がそれぞれにERFSのIDを取得した上で、査証申請の準備を行っています。しかし、査証申請は、申請先の在外公館によって事前予約の要否、代理申請の可否、査証申請書以外の必要書類が異なりますので、事前の調査や書類作成の手続きが必要になり、国際人事などへの問い合わせが集中する事態が発生しています。今後、水際対策が続くと、スムーズな受入れだけではなく、個人情報や企業活動に係る機密情報、誓約違反や検疫法等の法令違反が生じないような受入れ態勢の整備を進める企業が増えていくものと思われます。

III おわりに

水際対策27は、外国人の新規入国をできるだけ簡素な方法で認めています。しかし、受入責任者の必要な管理が行われることが大前提です。受入責任者の誓約違反によって企業名を公表された場合のレピュテーションリスクは甚大です。シンプルに見える水際対策27ですが、誓約事項や種々の手続きを確実に理解し、入国者に周知するためには専門家のサポートが欠かせない状況です。受入責任者においては、今一度受入体制等を見直すことが、さまざまなリスク回避につながるものといえます。

※8 entry.hco.mhlw.go.jp/doc/commitment_form.pdf



ヘッジ会計の中止と終了

企業会計ナビチーム 公認会計士 加藤大輔



▶ Daisuke Kato

監査部門にて会計監査業務に従事したのち、アドバイザリーサービスを行うFAAS事業部へ異動。現在は、主にIFRSや収益認識基準などの導入支援業務などに従事している。また、書籍の執筆や雑誌への寄稿、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆に携わっている。

当法人ウェブサイト内の「企業会計ナビ」が発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介します。今回は「わかりやすい解説シリーズ『ヘッジ会計』第5回：ヘッジ会計の中止と終了」の一部を編集し、紹介します。

I はじめに

次のような事態が発生し、ヘッジ会計の要件を充たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用を「中止」することになります（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、基準）33項、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、指針）180項）（<図1>参照）。

- ① ヘッジ関係が企業のヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなった
- ② ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅した

一方、ヘッジ対象が消滅したとき、又は、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになっ

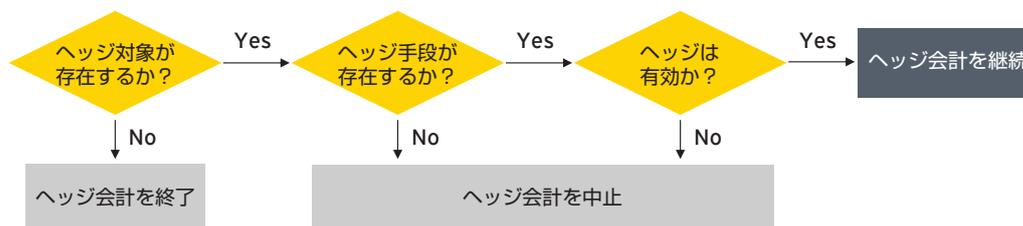
たときは、ヘッジ会計の適用を「終了」することとなります（基準34項、指針181項）（<図1>参照）。

II ヘッジ会計の中止の会計処理

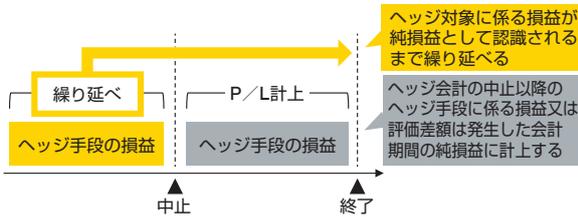
ヘッジ会計を中止するときは、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで、繰り延べることとなります。これにより、ヘッジ会計が有効であった期間のヘッジ手段の損益をヘッジ対象の損益に対応させることができます。また、前述 I ①の場合、ヘッジ会計の中止以降のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は発生した会計期間の純損益に計上する必要があります（基準33項、指針180項）（<図2>参照）。

なお、ヘッジ手段が債券、借入金等の利付金融商品の金利リスクをヘッジするものであった場合において、ヘッジ会計を中止する場合は、その時点まで繰り延べていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり、金利の調整として純損益に配分します（指針180項なお書き）。

▶ 図1 ヘッジ会計の中止と終了の関係



▶ 図2 I①の場合のヘッジ会計の中止の処理のイメージ



▶ 設例

<前提条件>

- ① X0年4月1日に期間3年、100,000円の変動借入れ（6カ月TIBOR+0.5%）を行った。
- ② 変動金利を固定金利に変換するため、6カ月TIBORの変動金利を受け取り、2.0%の固定金利を支払う、期間3年、想定元本100,000円のスワップ契約を締結したが、X1年9月30日に解約により決済され、消滅した。
- ③ 借入金及び金利スワップの利息は、いずれも後払いで3月31日に支払われる。なお、各金利決済時点の6カ月TIBORは1.2%とする。
- ④ 決算日は年1回3月31日である。また、利息の計算は月割りとし、税効果は考慮しないものとする。
- ⑤ 金利スワップ時価の推移

日付	金利スワップの時価（ ）内は時価変動額
X1年3月31日	100円（+100益）
X1年9月30日	150円（+50益）
X2年3月31日	200円（+50益）

<仕訳>（単位：円）

① X1年3月31日（決算日）

支払利息	1,700*1	／ 現預金	1,700
支払利息	800*2	／ 現預金	800
金利スワップ	100*3	／ 繰延ヘッジ損益	100

- *1 100,000円×(6カ月TIBOR1.2%+0.5%)
- *2 100,000円×(6カ月TIBOR1.2%-2.0%)
- *3 金利スワップ時価変動額（X0年4月1日～X1年3月31日）

② X1年9月30日（ヘッジ会計の中止）

金利スワップ	50*4	／ 繰延ヘッジ損益	50
現預金	150*5	／ 金利スワップ	150

- *4 金利スワップ時価変動額（X1年3月31日～X1年9月30日）
- *5 X1年9月30日の金利スワップ時価（決済により時価相当額を受領）

③ X2年3月31日（決算日）

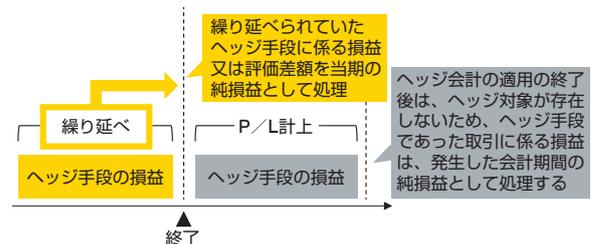
支払利息	1,700*6	／ 現預金	1,700
繰延ヘッジ損益	50*7	／ 支払利息	50

- *6 100,000円×(6カ月TIBOR1.2%+0.5%)
- *7 150円×6カ月（金利スワップの消滅時から翌決算期末まで）÷18カ月（金利スワップの消滅時から借入金の返済期日まで）…（繰延ヘッジ損益を借入金の返済期間にわたって期間配分する）

III ヘッジ会計の終了の会計処理

ヘッジ会計の適用を終了するとき、その時点まで繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益を当期の純損益として処理します（基準34項、指針181項）。なお、ヘッジ会計の適用の終了後、ヘッジ手段であった取引に係る損益は、対応するヘッジ対象が存在しないため、原則どおり、発生した会計期間の純損益として処理することとなります（<図3>参照）。

▶ 図3 ヘッジ会計の終了の処理のイメージ



IV ヘッジ会計終了時点における損失の見積り

ヘッジ会計の要件を満たさなくなったことにより、ヘッジ会計の適用を中止した場合、ヘッジ対象に係る含み益が減少することにより、ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積もり、当期の損失として処理する必要があります（基準33項ただし書き、指針182項）。これは、ヘッジ会計の適用を中止した場合、ヘッジ対象に係る含み益はその後増減するため、ヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損失と対応しなくなり、仮にヘッジ対象に係る含み益が大きく減少した場合には、繰延ヘッジ損失の回収可能性が高いとはいえなくなるによるものです（指針349項）。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、同シリーズの解説を掲載しています。ご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL
ey.com/ja_jp/corporate-accounting



お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
 E-mail : daisuke.kato@jp.ey.com

編集後記

アニメの実写版が多く制作されるようになってきていますが、アニメそのものが実写と見間違えるほど精緻に描かれることが増えてきた気がします。このコロナ禍で仮想と現実の境を埋める取組みが多く進み、数多くの仕事がリモートで実現でき、棚卸立会もリモート棚卸立会という表現で、監査人自身が棚卸の保管されている現場に赴くことなく実施することが可能となりました。しかし、リモート棚卸立会には留意事項が多く、リアルに立会うほうが効率的であるという声も聞こえます。

リモートツールが改善され、同時に双方向のコミュニケーションが行えるようになりましたが、オフィスやクライアント先で従前どおり対面でコミュニケーションを行うと、しぐさや雰囲気など言語化できない情報の大切さを強く実感し、得られる情報に対する納得感がかなり異なることが分かります。その納得感というものは人間の五感を越えた第六感とも言うべき、何らかの情報がインプットされていると感じています。相手を説得したり、相手のニーズを確認したいときに積極的に意見を発信してくれる方でも、本音のところにとどり着くには人それぞれのインターバルがあり、一定の時間、距離が必要となり、その間合いを埋めてくれるものが互いの感性だったり、その相性により結論が異なることが多々あります。

この第六感というものを大切にしつつ、物理的距離を超越できるリモート環境を改善できるように、ITスキルのみならず実務で落とし込んでいく努力が必要だと考えており、この取組みは将来のサービスの発掘に発展するものだと考えています。

さて、今号では、データドリブン経営、仮想通貨の会計処理、戦略的情報開示などを取り扱っており、皆さまの有益なインプットになりますと幸いです。

「情報センサー」編集委員長 島藤章太郎

企画編集

池田彩子 岩崎尚徳 宇田川 聡 大澤一真 大塚俊明 北出旭彦 栗原浩保 小原香織 小宮正俊 島藤章太郎 高橋幸毅
田口寛之 田中裕樹（あいうえお順）

お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor

〈今月の表紙〉 上富良野町（北海道）

(注)▶ 掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2022年4月11日現在の情報で執筆しております。

▶ 掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査関与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査関与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査関与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センサー 2022年 6月号 Vol.177

発行日：2022年6月1日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

©2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

00117-226Jpn

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp